

凡そ賃銀支拂の方式は、大別して出來高給制と時間給制の二途であるが、募集員に對する給與方針は、大体出來高給制に據らざれば、實際の運行上支障を來すので、業者の大部分は出來高給制を採用されている様である、吾人も亦出來高給制に據らんことをするものである。

何故に出來高給制に據るべきかは、改めて茲に説く迄もなく、無盡業も營利事業である以上、生産力なき者に報酬を與へる譯に行かぬからである。

則ち賃銀は勞働價值に對し、其對價として支給せらるゝものであつて、何等効果なく價值なき勞働に對して、給與せられざるは理の當然なるが故である。

若し夫れ時間給制に據るものとすれば、將來は兎に角、當面何等の生産的價值を認められざる者に對しても、業者は一定の報酬を與えねばならぬこと、なる、斯くては其負擔に堪え能はざるが故に、假令他日優良募集員たる見込あるものと雖、時によると餘儀なく解職若くば減給せねばならぬのであるが、斯くてはこれに従事する募集員が、恒に戦々兢兢として事務に服さねばならぬのみならず、成績の優劣に對する給與の如きも瓶別を缺ぐ爲、優秀社員の不満を買

ひ、到底満足なる能率増伸を企劃する事は出來ぬ。

然るに出來高給制であれば、業者の負擔に堪え得る範圍内に於て、一定の給與をなすが故に、假令成績不良者も雖不正行爲非ざる限り、先づ誡首される懼はない、是丈にても現在の如き財界不況期には、係員として大なる利益でなくてはならぬ、加之成績に對する計算極めて截然として、能率増伸上に資する處極めて大である。

尤も出來高給制は、誡首の不安なき代り係員の品性を卑うするの懼ありとの説あるも、之れが監督の任にあるものゝ指導教養宜しきを得ば、其弊を除去し得るのであつて、科學的經營法としては出來高給制によるを以て妥當なりと信ず。

以下出來高給制を基礎として給與方針の梗概を述べんことをす。

#### 一 給與金

##### イ 俸 給

一定の募集責任額を定め此責任額に對し給與する事、勿論此俸給は各



自の實力に應じ給與額を定むるものにして甲乙相同じからず、而して給與方針は出來高給制なるを以て、其出來高が責任額に達せざる時は、按分を以て俸給を低下する事とし、超過に對しては別に獎勵金を支給する。但し募募成績は多く間歇的なるを以て、此責任過不足の計算を毎月行ふ時は、募集員の收入をして著しく不均等ならしめ、生計上甚だしき狂ひを生ぜしむるが故に、可成毎月の收入を平均せしむる爲、此責任計算期間を二ヶ月若は三ヶ月とする必要がある。

此制度により係員は毎月収入の標準を立てることが出来る。

ロ 手 當

- (1) 被服費見當として一定額の給與をなす。
- (2) 資格に對し給與をなす、此給與は多年勤続したる募集員の内、成績優良にして素行善良なるものに對し、過去の功勞と後輩の希望を繋ぐ政策を加味し給與するものであつて、勿論此手當は現在の募集成績如何を問題としない。

ハ 普通獎勵金

募集責任額以内に於ける出來高に對し一定額の給與をなすものである。

ニ 特別獎勵金

募集責任を超過したる出來高に應じ、累進的歩増給與をなすのである。

ホ 臨時獎勵金

常に清新の氣を充溢せしむる手段として、臨時に獎勵金を支出し競争募集をなさしめ賞與するのである。

ヘ 半期決算賞與

營業期間の出勤日數、俸給額、勤務成績等を考慮し、一定率の賞與をなす。

ト 退職給與金

勤務年限、俸給額、資格、並に成績等に應じ給與をなす。

二 過怠金

イ 俸給の減給又は停給



出來高給制の反面には必然的に、減給又は停給を餘儀なくされる。

(給與金イ参照)

ロ 責任數の相殺又は獎勵金の辨償

之れもイと同様なる精神のもので、係員の募集したる口で或る回数迄に達せざる内に解約したる時は、新に募集したる口を以て責任の補充をなさしめ、若し補充するこゝ能はざる時は、普通獎勵金として支給したる内より一定額の返戻をなさしむ。

斯くなさざれば、掛込繼續可能性なき不良口を無理に加入なさしめるの結果、加入者も業者も甚だしき損失を蒙らねばならぬ、故に此種のもの防止する目的を以て制定するものである。

但し其中止原因が突發的事情にて、止を得ざるものゝ認めたる時は免除するを當然とす。

ハ 退職給與金の減給

責任額に達せざる月は勤続年限より除外するこゝ。

但し事情により特免すること。

三 救 濟

イ 病氣缺勤による責任免除。

勤務年限、資格、に應じ一定期間責任を免除す。

ロ 一時的俸給立替

募集成績は間歇的で、或る期間は非常に多くの募集が出來、又或る期間は全く振はざる事がある、故に出來高給制を採る爲時として、支給不能に終る場合がある、然るに係員の多くは會社の給與金を以て生活を立て、居るものであるから、停給されると生活が出來ぬので、事情により一時俸給の立替をなし、月賦償還の方法で徴收するのである。

但し此弊を補ふ爲、募集獎勵金の分割拂も一策であると思ふ。

四 其他の注意事項

イ 還境により給與方針は變更すること

都市と農漁村の如きは環境を異にするが故に、都市給與方針を其儘村落に適用することは考慮を要す、支店、出張所經營に於て痛感する。



ロ 募集したる口の、貸借又は讓渡を嚴禁することを忽諸に附してはならぬ。  
ハ 集金兼務のここ

募集員に集金兼務をなさしむる事は、比較的不安定なる収入に確實性を加へ而も募集能率上にも多大の便益がある。

(詳細は、募集員に集金兼務をなさしむるの利害に就て、を参照せられたし)

### 三 募集の掩助

募集上の重要問題たる、募集員の選擇並に操縦法として、吾人の信ずる概略を述べたが、茲には募集員の活動を掩け、其係員の活動を經濟的ならしむる手段の、研究を試みんとするのである。吾人は左の四項目に分ち論旨を進めたいと思ふ。

- 一、經營方針
- 二、背景並に後援者

- 三、營業所
- 四、廣告宣傳

#### 一 經營の方針

先づ第一に間接掩助として經營の方針を擧げねばならぬ、則ち奈何に募集員が奮闘を試みても、其募集せんとする無盡が社會人の希望を、満足せしむるに足らざるもの、又は他により以上の良機關があれば、根本的に其方針に改善を加へねば、結局係員の努力は、徒勞に歸するからである。

更に堅實なる經營を以て、業者自体が信用を受けねば、募集員が顧客に如何なる信用があつても、業者自らが放漫なる經營をなして、信用を失墜してゐるならば、これ亦如何なる募集員の力闘も何等効を奏するものでない。

尙此問題に布行し一言したきは従事員全部に對し、經營上に於ける募集の職能が、如何に重大なるかを充分自覺せしめ、各従業員が有機的に相協力し一定方針の下に事務に服する様になさねばならぬ事である。稍もするに、經營の大



局上に及ぼす餘映には何等の考慮を拂はず、給付は給付、掛金は掛金といふ様に自己擔任の事務を自己單獨の立場より、其遺漏なきを期すれば足れりとして、他の仕事は如何でもよいと云ふ様な、觀念に囚はれる事がある、斯くの如きは經營者の最も注意すべき事であつて、此種の自我的思想の蔓延が經營上の恐るべき禍因となる事を閑却してはならぬと思ふ。

要は従業員連帶觀念の紐帯もて、堅く利害を氣持を倚縛させることによつて、各係が有機的に巧妙なる活動を營まれるものと思考するが故に、上は企業者より下は使丁、給仕に至る迄、徹頭徹尾、有機体的觀念を以て終始することが肝要であると思ふ。

## 二 重役の背景と後援者

無盡業の資本金は比較的尠少であるが、取締役連帶無限責任によつて其足らざるを補足しているのである、故に取締役の財的實力並に人格の如何は、募集上に影響する所頗る大である、殊に創立の當時は、最も之れを痛感するものである。

ある。

之れも同様、後援者(法律上の義務を有せず、單に相談役、又は顧問と稱する如きもの)も、相當効果ある事を信じて疑はぬ。

## 三 營業所並に建物の大小

徒らに尨大なる建物や壯麗なる裝飾を必要とせぬが、金融業に相應しい堅牢にして便利なる營業所は信用上に必要である。  
建物に要する費用は一の宣傳費と見てよい。

## 四 廣告宣傳

廣告又は宣傳の必要は議論の餘地なき所で、必要よりも實行の時機である、否今日は宣傳戰の最も熾烈なる時代である、只如何にして最少の經費を以て最大の効果を納め得るか、問題である。

要するに廣告宣傳は、沈黙せる募集員であり、且つ第一線に立てる募集員の



援軍である、宣傳によつて巧に他人の意志を招致し、興味を喚起せしめ、贊助又は決行の信念を扶植することによりその目的は達成するものであるが、元々宣傳の目的は、其宣傳の効果によつて、より利潤の増加を劃ることが目的である、故に無暗に宣傳さえすればよいと云ふ譯ではない、利潤以上の宣傳費を要するならば、其は宣傳の目的を達したきは云ひ得ないのである。

尤も宣傳をなしたるが故に、直に其効果が現はれると云ふ譯のものではない、其効果が一ヶ月にして顯はれるか、一ケ年の後に現はれるか無論判然しない、故に直に其効果が現はれないことを理由として、直に不可なりと斷定するところは早計である、殊に無盡業の如く募集員を派して、加入者の勧誘に努めるものにおいて、宣傳の効果によつて加入したるものであるか、其れとも係員の努力によつたものか、判明しない、去れば強いて宣傳の効果を知らんことを欲するならば、宣傳をなしたる期間と、なざる期間の成績を比較して、其効果の程度を知るより外はない、然しそれとても決して完全なものではないと思ふ。

先づ宣傳の必要、目的並に効果に對する事は以上の程度に止め、以下宣傳上

の注意として考慮すべき點を列擧して見度いと思ふ。

イ 業者自体を信用せしむること。

先づ業者を信用することの出来る様な材料を常に考へ、機會を見て宣傳することを怠つてはならぬ、假令ば(一)無盡契約總高、(二)重役の人格及び信用、(三)營業所の公示、(四)一人の最高契約高、又は其取引年限の如きは、會社の信用を増加せしむる上に於て必要な事である。

ロ 無盡業の眞價を徹底せしむること。

無盡組織普及の割に、無盡の採算又は其組織の良否、並に營業無盡の社會的使命の如きに付ては、比較的研究されて居ない様である、故に此點を徹底して宣傳する必要がある、了解なきことは畢竟融和の障壁となり、所謂喰はず嫌いに終らしめ、圓滿なる相互取引を阻害することに於てなるのである。

ハ 簡單明瞭に書くこと。

餘りに繁雜であれば、特に利害關係ある人以外は見ても呉れないので、



ニ 露骨に書かぬこと。  
出来得る丈に簡結を尊ぶものである。

文案者は、読む者の立場になつて起草することが肝要である、始めから終りまで一貫して無盡の宣傳許り書いては、宣傳の目的を達し得ない場合が多いので、これも前項と同じく特に利害關係ある人か、興味を持つ人でなければ最後まで讀まぬものである。

ホ 何等か興味ある文章、又は繪畫を添へ、印象を深からしむること。

心理學者の説によれば「吾々は文字を讀むよりも、耳で聞くよりも、目で見ると遙かに深い印象を残すものである」と謂ふ、故に廣告には繪畫を用ひるも宜敷い、又表顯の語句を興味あらしめ、奇抜なる材料を捉へ、記憶を便にし印象を深からしめることが肝要である。

ヘ 廣告文は對手方により變更すること。

無盡業者の取引先は、各種の階級を網羅するか故に、其廣告文も多種多様であらねばならぬ、假令ば、五千圓參千圓會の多額無盡と、五百圓

參百圓の小額無盡の如く財力に差異あるもの、又は智識の程度等を考慮し變更するのである。

ト 宣傳は度々なすこと。

莫大なる費用を掛け、特に目立つた宣傳をなせば兎に角、月並の宣傳を年に一度や二度實行したからと云つて大した効果は有るものでない、即ち宣傳は絶えず繰り返して行ふ内に不知不識印象され記憶されて行くものである。

故に絶えざる宣傳を必要とす。

チ 廣告の媒体物に注意すること。

宣傳廣告の媒体物の選擇に注意せねばならぬ、廣告の種類は多種多様であるが、呉服屋の賣出しや活動寫眞の廣告の様な華美にやる必要はない、要は眞面目で堅實らしき宣傳が必要である。

然らば奈何なる媒体を選ぶべきであるか、斯界の權威中川靜氏は其著廣告と宣傳六四頁に廣告の媒体を五類三十種に分類し詳細に互り説明さ



れて居る、茲に其項目を紹介すること、する。

第一類 (1)新聞廣告 (2)雜誌廣告

(二種)

第二類 屋外廣告

- (1)看板 (2)ポスター (3)ビルポールト (4)電車廣告

(四種)

第三類 直接廣告

- (1)同文狀 (2)型錄 (3)小冊子 (4)ブレヂン (5)紙挾ミ (6)曆本 (7)店報 (8)葉書 (9)吸取紙 (10)同封印刷物 (11)切取券

- (12)包物挿込印刷物 (13)大紙印刷物 (14)ポスタースタンプ (15)折込廣告 (16)寫眞 (17)ノベルデー (18)見本

(十八種)

第四類 飾窓

(一種)

第五類 映畫其他

- (1)映畫廣告 (2)無線電話廣告 (3)天空廣告 (4)海上廣告 (5)鐵道沿線の夜間廣告

(五種)

右の如くに分類されているのであるが、一々その内容に付紹介するの邊を有せざるが故に省略すること、し、無盡業者として右種類の中如何なる媒体を選ぶを適當なすにや付、簡単に所見を述べんす。

第一類イ 新聞廣告

中川氏の説に依れば我國に於ける一ヶ年間の廣告費は、約壹億圓に註せられ其内約千五百萬圓は新聞廣告費である。とせられて居る。

右の數字によると總廣告の約五割は新聞廣告に費やされているのである。此現状より視て、廣告宣傳としては新聞廣告が最も偉大なる宣傳能力を有していることが雄辯に物語られている譯である。

即ち新聞紙は、各家庭朝夕の良友であつて、都鄙は勿論職業又老幼男女の別なく親しまれている、故に新聞廣告であれば普遍的に而も無遠慮に配付することが出来るので、其効果の大なるは蓋し當然であらう。但し新聞廣告に付ては左の諸點を注意する必要がある。

- 一、新聞紙の選擇、購讀者の種類、發行の部數、



- 二、廣告料金並に掲載場所、  
三、朝刊又は夕刊（無盡業の廣告は夕刊が宜敷い）、

ロ 雑誌廣告

雑誌廣告も、新聞紙に亞で効果大なるものである、殊に新聞紙に比し廣告の生命が永い。無盡業は營業區域を縣内に限られている關係上、雑誌廣告を利用するこゝは比較的少ない様であるが、雑誌の種類によつては相當効果がある。

第二類 屋外廣告

看板は、無盡業としては、特種の場合を除く外殆んど使用するこゝは稀である、又ビルボードも利用することは殆んどない。

ビルボードは立看板を擴大したものである。

ポスターは、説明する迄もなく貼付されたる廣告の義であつて、屋内用と屋外用に使用されている、輒近日本銀行、勸業銀行の公社債賣出し其他、個人商店活動寫眞の宣傳等に盛んに利用されているが、無

盡業者に於ても、ポスターは相當利用され効果も亦相當にある。

次に、電車内の廣告であるが、之は餘り金融業者には利用せられていない様であるが、其宣傳費は割合に低廉であつて、其効果に至つては意外にあるものとせられている、然し乍ら、電車内の廣告は特に意匠に注意するこゝは勿論時々其廣告を變へて注目を促す必要がある、無盡業者も電車内の廣告の如きは、大いに利用せられて宜敷からうと思ふ。

第三類 直接廣告

十八種の内、適當なりと思考される媒体は、同文狀、小冊子、ブレヂン、曆本等である。

同文狀は、一度で効果がなければ二度三度と連続して行く内に効果がある、但し其作成に付き注意を拂はねばならぬ點は、前に述べしが如く文体を變へる事である、受信先の撰定は、電話帳、職員録、紳士録、組合名簿、各會社人名簿、人事興信録、有權者名簿等によるを便せられている。



小冊子、(パンフレット)無盡組織の内容並に其利用法等を簡単に解説したる薄手のものを利用するのであるが、表題の撰定が六ヶ敷い、營業案内と書けば直に廣告である事が明瞭になるので、時による見向かれずして破棄される、であるから興味を惹く爲に一二の例を示せば、A金が金を産む、B如何にして金は子を生むか、C金のゆくえ、D急がば廻れ富むのにも、

右の様な表題を以てすれば、何人と雖、一寸内容を見たいと云ふ氣が起るものである。

ブレヂンは、定期刊行物で、廣告を主として居るが、其他各種の記事を含んだものである、無盡業者間にも二三社利用していられるのを拜見した様に記憶する。

曆本の説明は省略する。

第四類、第五類共無盡業には、比較的縁遠い様である。

(完)

(375)

## 二 掛金係及普通集金に就て

古 市 五 郎

### 一 緒 言

掛金回収事務即ち掛金係は、無盡契約實行の機關であつて、如何に完全無缺なる無盡契約が締結されたとしても、契約の履行がこれに伴はなければ、結局契約其者の價值は著しく減殺せられるのである。故に此契約をして有効ならしめんを欲すれば、必然的に掛金係の活動を必要とする。

若し不幸にして此機能が充分發揮し得られぬとすれば、損害の波及する所極めて廣汎なるを覺悟せねばならぬ、即ち未給付口に在りては、強制貯蓄の性能を失ひ掛金中止の素因を構成し、給付済口にありては、掛金延滞嵩み加ふるに信用状態の變遷に對する監視不十分なる爲、何れも不測の損害を蒙るこゝとな



り、聽ては業者自体の存立さへ疑はしくなるのである。思を茲に致す時は、經營上に於ける掛金係の職能たるや、實に重且つ大なりと謂はねばならぬ。

爰に攻究せんとするは、掛金回収成績の向上にある、吾人は此目的を達成する手段として、外には顧客に對する掛金の政策を以てし、内には係員の監督並に獎勵的給與制を設け、兩々相俟つて之れが完璧を期せんを欲するのである。勿論掛金回収成績の向上には、集金費の低下を絶対條件とすのであつて、其究極の目的は、最少の費用を以て最大の効果を獲るに在る、以下此基調に準據し所信を開陳す。

## 二 對顧客掛金政策

顧客に對する掛金政策の妙諦は、一言にして云へば賞罰を截然たらしむる事である。即ち掛金成績佳良なる會員には賞を與へて、掛金拂込に對する興味を注意を喚起せしむると同時に、成績不良なる會員には罰を科して緊張せしめ、以て掛金成績の向上を企圖せんとするのである。以下其賞罰に付攻究を進むる

事とす。

A 賞

### (一) 掛金拂込の獎勵法

掛金獎勵金の基礎的要件として留意すべきは、

第一掛金成績の良否に對する賞罰を劃然たらしむる事である。即ち無統制無規律なる掛金政策は、成績の向上も集金費の低下も、共に期待し能はざるが故である。

第二に權利獲得の機會を多からしむる事である。一度不良の刻印を捺されたるものは、永久に此獎勵に浴する事が出来ぬとすれば、勢ひ其不良性は益々深刻となり獎勵の目的は、轉じて不良口製造の因をなす虞あり。

第三に獎勵金高は出來得る限り多額とする事である。一回二十錢三十錢と云ふが如き少額なる獎勵金は、反響乏しく大額なる程効果多きは自明の理である。



以上三者の精神を巧に按配し恰當なる獎勵制度を以て興味を昂揚し、これが活用を圖らねばならぬと思ふ。尙此精神に基き掛金獎勵法に付、左に二三の具体案を提示し之れが批判考究を試み、更に此に布行して此獎勵制度採用に要する財源問題に付一言す。

### イ、掛金獎勵の具体的攻究

#### 第一 毎回掛金獎勵金を提供する事

此獎勵制度は開會定日迄若くば開會後ニ雖、一定期間内に掛金の拂込を了したる者に對し、俸賃獎勵金等の名稱を以て無盡の種類に應じ、平等金額を提供するものであつて、業者間に廣く利用され相當効果を認められて居る、此制度の長所は權利獲得の機會多き事であつて、短所としては金高僅少なるため、興味薄く漸を追ふて反響乏しくなる事である。

#### 第二 或る期間を通じて掛金成績優良者に獎勵金を提供する事

此方法は豫め給與額を定め、毎十回或は毎二十回に當該期間内の掛金成績優良者のみに對し、支給する方法であつて、此制度の長所は獎勵金高が

纏つてゐる事、並に成績の良否に對する賞罰が、瓶別されるが故に緊張せしむる事、更に被配分權獲得の機會相當にある事等で、短所としては第一に比し權利獲得の機會妙き事、權利喪失の期間掛金拂込に對する興味無き事等である。

#### 第三 初回より終回まで成績優良なる會員に對し獎勵金を支給する事

但相當纏つた金額を必要とす。

三年五年長きは十年に亘り、優良なる掛金成績を持續する事は、正に金鵝勳章に價する、此意味に於て支給する方法であつて、掛金政策としては又重大なる意義を有するものである、此制度の長所は賞罰峻嚴である事、金高が相當纏つて居る事であつて、短所としては權利喪失したる會員は再び獲得の機會なき事である。

依之觀是るに第一案は獲得の機會多く獎勵制度としては、適當なりと信するも、乍遺憾其金高少額なるため、興味乏しく而も漸を逐ふて其効果遞減の憾あり、第二案は獎勵度数を或る程度まで短縮し、且つ金額を一括し



賞罰を截然し、權利獲得の機會をも相當に存置したるは、第一案の弊を矯めたる制度にして推獎するに足るものと思ふ。第三案は獎勵度數の縮少金額の増大を極端に延長したるもので、其賞罰嚴重なる點に於ては、相當効果を認め得らる、も其裏面を覗ふ時、一度權利喪失したる會員は永久に權利甦生の希望無き弊がある。

結局以上三案の長短を比較攻究すれば、第二案は第一第三の兩案に勝り、第一は第三案に勝るの結果に到達す。

尙第二、第三兩案の支給額は、當初より確定的數字を示して給與する旨既述したが、より以上興味を振興せしむるには、當初より決定的數字を示さず、(譬へば長崎無盡に於ける入札差金の貳割を加入者の特別配當として満期まで据置、掛金成績優良者へ平等に分配するが如し)又は一組若は一團に對する給與總額を定め、掛金成績優良者の多寡が、其配分額に影響する制度の如きも、興味昂揚上多大の効果あるものと思ふ。

#### ロ、獎勵金の財源

如何なる良制度も實行に要する財源が伴はなければ、結局實行不可能に終るの外はない。故に此財源に付一言す。

掛金獎勵に對する財源は結局業者の經費に據るべきや、將又何等かの方法を講じて他に求むるかの二途を出でない。業者の經費を以てすると思へば、現行掛金率にて負擔に堪へ得らる、ものは兎に角、然らざるものは勢ひ掛金率に改訂を加へ、豫定利益の増加を企圖せねばならぬ。斯くする事は結局業者の負擔を會員に轉嫁するのであつて、單に其一事に就て考慮する時は、右手で取つて左手にて支出する結果なるが故に、業者の苦痛とする點は殆んどない様である。然し其反面を考察する時、掛金率の改正には無形の損害在ることを閑却してはならぬ。即ち同種類の業者に權衡を失する爲、募集政策上非常に不利の地位に立つことは是である、故に掛金率改正を以て財源に充當する事は可成、避けたがよいと思ふ。

然らば之れを業者の經費以外に求めんとすれば、結局入札差金に據る事が最も賢明である、但し入札差金の配當は、被配分權ある加入者に平等なる配



分を原則にすが故に、此精神を失せぬ範圍に於て、其總額の幾部分を割きて之に充當すればよいのである。

これに依つて財源を獲るとすれば、業者は何等の苦痛なく容易に相當なる資源の捻出をなし得るのである、尤も此制度に據る時は、幾分入札差金の配當減するを以て、募集政策上不可なりとの疑念なき能はず、杞憂に過ぎるべし。則ち加入の利那に於ける加入者は多く此獎勵金に希望を繋ぎ、我こそ其權利者たらんの意氣を有するもので、敢て加入當初より其權利を抛棄すべきものでない、加之加入後に於ける會員の利害も、給付濟口なると未給付口なるを問はず、被配分權を有するの結果、成績優良なる給付濟口は、これに依つて幾部分利率を低下せしめ、又未給付口は入札差金配當減に依る減收は、獎勵金の名によつて數倍になつて還元するが故に、苦痛處か反つて歡迎される。只纔に成績不良なる會員のみが損失を蒙る事になるのであるが、此成績不良なる者の多くは、給付濟口であつて獎勵金は愚か常に過怠金を徴せられつゝ、ある状態に付、權利喪失の如きは殆んど考慮の違なきが如し、而

も此種の不良者は再加入の見込乏しく、彼此綜合研究するに、募集上惡影響有るものとも思惟せられず、従つて入札差金に據る財源の捻出は適當なる一方法を思考する。

## (二) 抽籤權入札權

抽籤權並に入札權は、當該回掛金の拂込を了したるものに限り、附與すること。

(説明省略)

上來縷述せし事を以て掛金成績優良者に對する、獎勵法の説明を終つたが、之れに關聯して掛金延滞防遏手段として、成績不良口に對する制裁的制度の研究を爲さねばならぬ。蓋し掛金成績の向上を計らんを欲するには、積極的に成績優良者に對する獎勵方法を設くると同時に、消極的には不良口に對する罰則を制定し、此兩者を掛金回收上の双壁として、萬全を期せねばならぬと考ふるが故である。

## B 罰



## (一) 掛金獎勵金を給せぬこと

掛金成績優良者に對する獎勵金がある反面に、不良者に對し獎勵金を給せざることは當然である。

## (二) 掛金遅延利息の嚴重なる徴收

遅延利息の徴收は正當なる根據に基き、業者當然の權利として行使すべきものである、而もこの徴收の如何が、掛金回收政策上重大なる意義を有するに於ておやである。

仄聞する所に據れば、業者間遅延利息の徴收を、募集政策上不得策なりとして勵行されぬ向があるこのことである、斯くの如きは經營の一端のみを見て、全般を無視したる謬れる見解にして、斯くては完全なる有機体的活動は到底望み得られぬと思ふ。

無盡業者は對顧客關係に於ては權利義務の主体である。故に無盡契約によ

つて被給付權者が確定し、其權利者が業者の要求する給付條件を具備せしめたる場合に在りては、當該回に於ける掛金回收の有無に不拘、義務は義務として履行せねばならぬ。然らば義務のみ履行して權利の行使が出来ぬ理由はない筈である。

元々無盡の組織は茲に説明する迄もなく、各會員が一定の掛金をなし其掛金を抽籤入札の方法を以て使用するものなるが故に、掛金が掛らねば給付金に不足を生ずる事は當然で、此場合業者は他の資金を以て一時立替拂を爲すの結果、此立換金に對し相當なる遅延利息を徴收する事は當然である。若しこれを徴收せぬとすれば、預金には利息を附し、貸金は無利息とふ不自然極まる結果を招來し、營利企業の目的に背馳するのみならず、此秩序無き暗黒政策は、眞面目に掛込む優良會員が損をし、不眞面目なる不良會員が利得するの奇現象を呈し、斯くして善惡共に混同せらるゝ結果は、延滞せねば損だと云ふ觀念を激成し、これが當然の歸趨として延滞者續出し、遂には收拾すべからざる状態に陥る事となる。故に遅延利息の徴收は絶対に必要である事



を茲に高唱して歇まぬ次第である。(長崎無盡では遅延利息が半期に壹萬圓近くある)尤も此徴收に付、一日でも遅延すれば直に徴收する云ふが如きは、苛酷に失するの嫌ありしして、其間多少の政策を用ひる必要があれば(吾人の理想には反するが折衷案として)一定の猶豫期間を定め(一週間乃至二週間)其猶豫期間内に掛金をなしたるものは遅延利息を免除し、此期間を経過したる時は既往に遡り、會日より起算して徴收することも亦一策であろう、勿論其際に在りては、給付濟口未給付口の猶豫期間は、相異なる事を以て妥當とす。

(三) 抽籤入札權を附與せざること

(説明省略)

(四) 其他

遅延利息の徴收に代へ、入札差金の配當をなさざる事、又は遅延日數丈け給付金を引延ばす方法もあるが、此兩制度は何れも不合理である、即ち前者に在りては、早期に於ける入札差金配當多き時期は、遅延利息高率なるも、

これに反し晚期は入札差金配當減ずるを以て低率若ば無利息なるの結果、必然的現象として早期は掛金成績良好にして、晚期は不良なるのである。後者は餘り苛酷に失する嫌ありて、何れも妥當なる制度に非らずと信ず。

### 三 掛金回收事務の監督並に獎勵

掛金回收事務は之れを内外勤に分つを普通とす、而して外勤係(即集金員)は營業所外に於ける、一切の回收事務に従事せしむるのであつて、内勤係は營業所内に在つて窓口拂込の處理と、未收掛金に對し外勤係と連絡を保ち、外勤係の掩護者たり同時に監督者たらしむるものである。要は内外勤相協力して回收事務に當り、其完全なる運用に依り掛金回收成績の向上を期せんとするのが、茲に述べんとする眼目なのである、先づ順序として外勤係の研究に入る。

外勤係は以下集金員と呼稱す

(一) 集金員の適材適所配置と給與方針



掛金回収成績の向上と集金費の低下を企圖せんには、先づ集金員の適材適所の配置を、集金費給與方針の攻究を必要とする。

適材適所は人物經濟上必須なる要件であつて、可成對手方の質に應じ適當なる係員を選択して、其衝に當らしむる事が緊切である。

然し乍ら適材適所配置を云つても、對手方の智識程度や趣味性行等を參酌して、受持係員を一々決定する事は、謂ふべくして行へざるが故に、先づ顧客を集金の難易に依つて大別し、即ち(一)最も容易に集金の出来る顧客、

(二)比較的回収に骨の折れる顧客、(三)回収困難なる顧客、に分別し之れに配するに各適材を以てするの外は無いと思ふ。

然らば適材適所如何との問題に逢着するが、左に吾人の信ずる概要を述べて見様ふ。

#### A 適材適所の配置

(1) 集金容易なるものに對する係員は大體募集員に等しき資格を必要とする

も、特に左の如き人を欲する、(詳細は募集員の資格に付參照ありたし)。

- イ、誠實で仕事に眞面目な人、
- ロ、愛嬌があつて感じの善い人、
- ハ、態度が横柄でない人、
- ニ、素行善良で家庭を持つて居る人、

(2) 集金に比較的骨の折れるものに配する係員の資格を列擧すれば左の如きものであらう。

- イ、誠實で仕事に眞面目な人、
- ロ、耐忍力があつて交渉に押のきく人、
- ハ、觀察力の強き人、
- ニ、輕卒な態度の無き人、
- ホ、計數並に條理に明るき人、
- ヘ、法律素養のある人、
- ト、素行善良の人にして有妻者、



(3) 回收困難なるもの、係員資格は、整理集金に屬するを以て省略す。  
 以上は適材適所の資格條件として、主要なる點のみに付述べたのであるが、勿論斯くの如く總ての條件を具備したる係員を得ることは至難であつて、吾人が其資格を列擧したるは、一の標準を示したるに過ぎないのである。尙この資格を必要とする理由に付ては、一々詳細に互り解説するを可とするも、他日の機會に譲る事とす。

### B 集金費給與の根本方針

給與金算定の基礎的要件と見るべきは、次の三者を擧げることが出来る。

- (1) 回收の難易によるもの、
- (ロ) 集金高によるもの、
- (ハ) 口數によるもの、

即ち(1)は掛金回收上の難易により給與額の調節を圖るものであり、(ロ)は集金額の高に應じ一定の歩合を給する制度であり、(ハ)は(ロ)の集金高給與制の缺

陥たる多額口のみを集金する弊を矯め、口數に重きを置きたる給與制であつて、各々一長一短あり何れの制度を以て最善とするかは、其内容を究めざる限り遽に推斷し難し、故に各其給與制の長短を考查せん事とす。

尙老婆心乍ら給與上に付、附言し置きたきは掛金回收成績の良否は、單に集金費低下のみで決すべきものではなく、回收金高及口數成績と相俟つて岐たれるものなるが故に、集金費のみに拘泥して口數並に金高を輕視する事は、結局角を矯めて牛を殺す結果となる事である。

假令ば目先集金費を出し惜み、係員に生活の保障をも與へず、或は安き給料なるが故にこの理由により、心身共に疲勞せる老人を使役するに或は、將又低級なる係員をして其衝に當らしむるが如きは、將に集金費の低下のみに因はれ、回收成績の向上を輕視したる標本であると思ふ。即ち給與の不足は熱と誠を缺ぎ、老人は活動力乏しく、能力不足なる者は事務上種々の錯誤を繰り返す、斯くて相當資格あり誠實ある係員の二名にて、充分間に合ふ時は、三名なり四名なりの人員を要し、而も回收成績不良に終り、結局安物買の錢



失ひで、集金費低下を圖つた考が反つて、高率の費用を遣つた結果となる。故に目先の給與のみに拘泥せず、適當なる係員には相應なる給與をなし、積極的に掛金回収成績の向上を圖り、之れによつて集金費の低下に努めねばならぬと思ふのである。

(イ) 回収の難易による給與制の可否、

回収容易なるもの、集金費用は低率で、困難の度を増すに従ひ高率とする事が、集金費率を決定するの主たる要件をなすものであつて、合理的算定法を思考する。

(ロ) 集金高による給與制の可否、

集金高を基礎として給與方針を決定するところは、集金費の算出が最も容易で、制限集金費を超過せしめざるここの監視、並に統計作成上にも亦極めて便である。

要するに、此給與制は計算並に監督の立場より見る時は、好都合であるが本制度の重大なる缺陷は、掛金高多きもの、みの取立に勢力を集中

し、少額なるものは之れを閑却するの趨向ある事である。就中大額無盡を實施せられ居る業者は痛感せらるゝ事であろう、茲に於て集金高のみに對する給與制では、完璧を期するこゝ不可能である。

(ハ) 口數に依る給與制の可否、

此制度の長所は係員の労働に對する價值が、公平に取扱はれるこゝにある、即ち大額無盡の掛金も少額無盡の掛金も、其回収に費す勞力の程度は同一である、故に同一價值に取扱ふべきであるを謂ふ、係員の所謂主觀的價值を基礎としたる點から考慮すれば、合理的なる給與制も云へる、然し業者の見地より論ずる時は、係員の價值觀念と大なる相違あることは茲に説明する迄も無い。

則ち經營者の係員に對する賃金測定は、其労働の効果に對する對價として支拂はれるものであつて、従業者の主觀的價值に據つて給するもので無いからである、故に口數を基準として平均したる給與をなす事は、經營者としては歓迎出來ぬ。



要之に實踐的價値ある給與制の確立は、以上三者の適當なる摺合によつて實現し得らるゝものと思考する。

### C 給與の具體的攻究と回收方針

前述給與の根本方針に基き、その給與の具體的攻究と回收の方針に付説述す。

(1) 平易なる集金口を受持つ係の給與(最も低廉なる集金歩合を給す)

イ、集金責任額を定めて一定の給與をなし、責任超過には歩増制度を採用し、責任額に達せざるときは遞減せしむること。

ロ、掛金の延滞を増加したる時は、一口毎に過怠金を徴収すること。

ハ、損害を未然に防止したる時は賞與を給すること。

當係の事務運行上特に留意すべき點は、一回の延滞は牽ひて延滞回数増加の因となり、其結果は業者の利害に重大なる影響あることを忘却せしめではならぬ事である。

要するに此係にて掛金の延滞を防止し得たならば、集金成績の向上も集金

費の低下も共に具体化する譯である。

(2) 二回以上延滞口受持集金員に對する給與(1)の給與より高率の集金費なり)

イ、一定の奨励並に過怠金制度を設け、其成績に應じ増減すること。

(口數金額により按配すること前者に同じ)

ロ、給付済口と未給付口との奨励金の歩合を、異ならしむること。

ハ、回收困難なるものには、特別奨励金を支給すること。

ニ、損害を未然に防止したる時は、賞與を給すること。

尙當係の回收方針は、恰も罹患したる者が病の昂進せざる内に、手當を盡すのと同じな考を以てせねばならぬと思ふ。即ち初期に治療を施せば比較的治療容易であるが膏盲に入れば、急治の見込は少ないからである。これと同じく一度延滞病に犯されたる會員は、當係によりて速に治療を施さざれば、遂には漫性となり、其結果未給付口は中止口となり、給付済口は益々延滞度數を累ね、應ては損失計算に繰り込むの餘儀なきに至る。

これを要するに當係にては、よく前後の實情を洞察し、條理と感情とを巧



に利用し、之れが解決に努め少なくとも、現在の延滞回数をヨリ増加せしめざるこゝ、並に可成強制手段に訴へるこゝを避けて、感情を害せず平和裡に取立をなす事に専念せねばならぬと思ふ。

(3) 困難なる集金

右は整理集金に屬するが故に省略す。

(二) 内勤係事務の分掌と集金員との連絡並に監督

集金能率の増伸と集金費の低下を圖るには曩に述べしが如く、内外係員相呼應して回收事務に努力せねばならぬ。連絡を保つべき主要點は、

- (1) 擔保物件價值、保證人の信用狀態等の變遷に對する連絡、
- (2) 督促上に關する連絡、
- (3) 會員移動に關する連絡、

等は常に細心の注意を拂ひ萬遺漏なきを期せねばならぬ、殊に取立に骨の折れる口を受持つ集金員とは特に其必要あるを以て、時々報告書を提出せしめ、

監督者は之に基き周到なる注意を以て査閲し、必要を認めたるものには回收方針を指示するは勿論、給付濟口にして危殆に瀕するが如き口あらば速かに前後處置を講ずるこゝを忘却してはならぬ。

次に考究すべきは、

内勤事務の分掌である、分掌の方法は會種別又は組別、或は給付濟口給付未濟口等に分ち、尙給付濟口は之れを信用給付と擔保給付とに分類するこゝも一策である。

事務の分掌、集金員との連絡並に監督上に關する説明は、簡單乍ら以上の程度に止め以下回收事務に關聯して注意すべき二三の點に付論及す。

(1) 集金注意口の臺帳を備へ置くこゝ、

取引頻繁を極むるに従ひ、擔保又は保證人充分ならずと知りつゝも、業体柄不得止給付をなし、或は給付後に於て債權の確實性著しく減殺されたる事を知りたる場合の如きは、此等の掛金拂込狀況に付、平素細心の注意を怠らざるは勿論、若し延滞を累ねるが如き状態に至らば、應急



措置を以て損害の防止に努めねばならぬ。これが爲豫て集金注意口臺帳を作成し、日夕監視を怠らぬ事が肝要である。

(2) 有價證券の時價に注意のこと、

不動産時價の急激なる變化は比較的少ないが、有價證券殊に株式にありては變動激甚なるものがある、故に株式の如きは銘柄を摘録し常に其變動に注意を拂はねば、回收上不測の損害を蒙むることがある。

(3) カードの受拂に注意のこと、

集金用カードは一つの取立命令書であつて、此命令書に基いて外勤集金員は回收事務に従事するものである、故に之れが係員との受拂に付ては、充分注意して紛失なき様心せねばならぬ。

カードの紛失には罰則を設くることも一策であらう。

(4) 火災保険期日臺帳を作成のこと、

建物擔保の場合には當然火災保険を附せねばならぬ、然らざれば完全なる債權確保は出来ぬ、之れが爲には火災保険期日臺帳を備へ置き、こ

れに據り常に保険期日に留意せねばならぬと思ふ。

(5) 集金員の成績を揭示すること、

毎月集金員の成績を發表して緊張せしむる事は、能率増伸上必要なる事であると思ふ。

以上蕪雜乍ら輪廓のみの説明を終つたが、最後に持參拂集金制度と前納集金制度の集金費に及ぼす影響に付略述する。

### 四 持參拂集金制度と前納集金制度の集金費に及ぼす影響

無盡業者の契約々欸を見るに、掛金の拂込は會員より業者の營業所に持ち寄る規定になつてゐる向が多い。(即ち持參拂制度)然るに事實は會日數日前より集金員を差向けて、所謂前納集金制度を採用して居られるものが相當にある。何故に斯の如き取扱ひをして居られるのであらうか、會員持參拂が不可であつ



て、前納集金制度が勝れるものであるならば、契約々款も前納集金制度に改めたらよさそうなのであるが、依然契約々款には持参拂としていられる向が多いのである、勿論之れには相當な理由がある。

吾人の見解では、契約々款を前納集金制度に改正するここは、業者に取つて不利であること云ふ見地からなので、會員持参拂を業者の勉強で取立にやること云ふことが何さなく響がいのと、萬一集金係を差向ける事が出来ない時の、逃口上の爲に此條文は存置されているものと思ふ。然し乍ら今これを詮議立てする必要もなく、又研究せんとする目的でも無いから他日の研究に譲り茲には前納集金制度と持参拂制度の集金費に及ぼす影響を考究して見様ふ。

兩制度の利害

#### A 會員持参拂制度によるもの

利、

- (1) 集金係員の數を減じ得る、
- (2) 出席會員多きが故に比較的入札競争激しく、従つて入札差金の配當金額

が多くなり募集政策上有利である、

(3) 出席すれば會社の營業振りを目撃し、且つ幹部社員と接近の機會が多い、従つて業者と精神的に了解が成立し、人格的に取引會員たらしむる事が出来る、但し此種の望は大した期待は出来ぬ。

害、

- (1) 時代に順應した制度と云へぬ、
- (2) 會員掛金持参に對する會場係や掛金受入係の人件費が増加する、
- (3) 出席會員を容る、丈けの營業所設備が要る、
- (4) 茶菓其他接待費、並にこれに伴ふ給仕等の人件費が要る、
- (5) 掛金延滞の弊に陥り易い、

#### B 集金員派遣前納集金制度によるもの

利、

- (1) 強制掛金の目的を達し得る爲掛金延滞口を減少する、
- (2) 社内掛金受領係並に會場係、これに伴ふ給仕等の人件費が減少する、



- (3) 接待費が少額で済む、(茶菓の如し)
  - (4) 会場設備が大なるを要せぬ、
  - (5) 募集政策上効果甚大である、
- 害、

- (1) 集金係の増員の結果集金費用が増す、
- (2) 掛金係事務の増加に伴ふ人件費が増す、
- (3) 掛金奨励金の増額支出、
- (4) 入札競争不振なる爲め入札差金配當僅少となり、募集上不利である、

要之持參拂集金制度は、生存競争激甚なる今日、時間の空費は會員としても決して利益でない、而も三年五年長きは十年に亘り、日時を違へず毎回持參拂をなすに於ておやである。加之長期間の内には種々なる事故發生し、持參拂不能に終ること等を考慮すれば、回收政策の最善なるものは思考されぬ。又業者さしても會員の出席を原則となす爲、勢ひ會場の設備並に接待費、及び之れに要する人件費、而も此種の経費は漸次膨張することを慮ばかれれば、結局賢明

なる制度として肯定出來ぬ。

然るに前納集金制度に據る時は、集金員増員の結果、集金費著しく増加し、外勤事務の増加は必然的に内勤員の増加となり、加ふるに集金事務の徹底は掛金奨励金の増支出となるが故に多額の失費あるも、反面會場の設備費、並に接待費及人件費の減少等を考慮すれば、直接の費用としては殆んど差異なきものと思考する、而も本制度間接の利益、即ち募集上の効果に於て持參拂制度を遙かに凌駕する點、並に掛金延滞防止上に効果大なる點を考慮すれば、持參拂制度よりも一日の長あるを見出すことが出来る。唯一つ前納集金制度間接の弊と見るべきは、入札者少數なる爲入札差金配當額減じ、此結果が募集上悪影響を來す惧あることである。然れども此は集金員をして入札書の取次をなさしめれば、或る程度まで緩和し得らる、が故に、大なる打撃を蒙むるとは思惟されぬ。

上來縷述する所を綜合すれば直接の集金費に於ては、前納集金制度と持參拂制度とは殆んど大差無く、假に前納集金制度が持參拂制度以上の経費を要する



ものとしても、一面募集能率増進其他経営上間接の利益を考慮する時、其損害は償つて尙且つ餘りあるが故に、運営の大局より見る時は、前納集金制度を採るこゝが賢明なる策であると思ふ。

(完)

### 三 整理集金に就て

岩 崎 尙 夫

普通の方法では、債権の回収が出来ぬ、それで強談判で回収する、之が一般の整理觀念である。斯の如く單に債権を回収するに云ふ丈であるならば、整理と云ふ仕事は大して困難な事業でない、「押の強ひ事、機敏なる事、愈々行かねば執達吏に引渡す事、且つ一切血と涙との持合せなき事」これ丈で立派にやつて行ける。若之でも旨くゆかぬ位なら、それは貸付くる時の手ばかりか、或は豫期し能はざりし非常事の結果であらう。

#### 一 根本觀念に就て

無盡の整理は、前記の一般整理とは大に赴を異にするものがある、斯業の整理に従事する者は、先づ根本觀念として



「債權の回收確實ならざれば會社の基礎危く、全時に亦募集の行詰りも會の社將來を危ふす」この考へを肝に銘じ、即ちその整理振りの巧妙さによりて、他面募集の泉源を涵養するに云ふことを、常時理想せねばならぬ。

何となれば、限られたる地域に於て營業を繼續する以上、永年の間には所詮會員の循環加入に云ふ想定が募集の原則たらねばならぬから。

之を約言すれば、會員の感情を害せずして巧に債權を完收するの途如何に云ふ事になつてくる、之を爲すには、先以て左記の方針を確立する必要がある。

イ 故意に法律を悪用したり、或は不法不徳の行爲を以て、債權を踏まんとする不良の徒に對しては、金額の多少、對手の何者たるを論せず、法規の許す限り徹底的に之を回收する、尙場合によりては金錢の回收は兎に角、一般不良債務者への見せしめの爲、之を膺懲すること、

ロ 不慮の災厄に遭遇して貧困となり、十二分の誠意を有しながらも返濟不能に陥りたる向に對しては、萬斛の全情を以て之に對すること、

例ば、商業上の突發的失敗、家長の夭折、又は寡婦となりて子供の養

育に苦しむもの、或は夫婦枕を並べて長病に苦しむもの等に對しては溢るる如き人間味を、常識的任侠の精神を以て、可成く寛大なる處置を爲さる事である。

## 二 整理員の資格に就て

前記根本觀念に従ひ、實務執行の出来る者でなければならぬから、自からその要素は判明する譯であるが、主なるものを擧ぐれば、

- イ 相當の年齢に達したるもので、一家を構へ人間生活苦の半面を體得したるものたること、
- ロ 或る程度の膽力を要する事勿論なるも、枯木冷灰、俗に云ふ執達吏肌の人にあらざること、
- ハ 民法、商法並にその關聯手續法等に關し、一通りの素養を有すること、

## 三 整理事務に就て



イ 整理係執務心得書を作り、時々係員に交附すること、  
之を以て、あらゆる常識的事項の指導警告をやる。  
一例を擧ぐれば

◎山を見て狩をせよ、の題下で

『ゴロツキには妥協でゆく、俠客には俠氣に訴ふ、グツ々屋には調金の加勢をせよ、嬖大名には妻君から談判させよ、擔保十分なる延滞には可成執行を延べよ、動産でも隠匿の惧なきものには執行委任状を示した丈で結末をつけよ、對手が多少三百的なら電光石火、差押、轉付命令、強制管理、相殺何でもやつてのけよ、保証人に延滞を知られて困る向はその方から反省せしめよ、保証人の説諭の効あるものはそれをやれ、擔保不足の時二番債權者あらばそれに談判せよ』と云ふ調子でやる。

ロ 整理経過表並に整理集金規定のこと、

整理明細簿を作成すべきは云ふまでもないが、一係員が百件以上を受

持つてゐる場合に於て、注意すべきはその整理に斑の生ずる事である、故に整理経過表並に整理集金規定を適當に作成して、各員の故意の怠慢に善意の過失を豫防する必要がある。

甚だ杜撰なものでありますが、整理明細簿、整理経過表並に整理集金規定の私案を掲げて、御叱訂を仰ぐこととする。

前二者は何れもルーズリーフ式として、加除を便にするのであります。



整理明細簿

住所

借主

整理係

第	組	付	入	昭	和	年	月	日	號	擔	保	物	件	町	番	番	番	番	番	元	金	殘	高	保	係	長	任
貸	理	受	時	昭	和	年	月	日	日	町	番	番	番	町	番	番	番	番	元	金	殘	高	保	係	長	任	
貸	受	時	昭	和	年	月	日	日	日	町	番	番	番	町	番	番	番	番	元	金	殘	高	保	係	長	任	
受	入	時	昭	和	年	月	日	日	日	町	番	番	番	町	番	番	番	番	元	金	殘	高	保	係	長	任	
延	滞	回	數	並	二	金	額			町	番	番	番	町	番	番	番	番	元	金	殘	高	保	係	長	任	
期	限	未	到	達	回	數	並	二	金	額				町	番	番	番	番	元	金	殘	高	保	係	長	任	
壹	回	掛	金	額						町	番	番	番	町	番	番	番	番	元	金	殘	高	保	係	長	任	
整	理	經	過																								
(適宜ノ横行ニ分ツ)																											
火	災	保	險	自	昭	和	年	月	日	自	昭	和	年	月	日	自	昭	和	年	月	日	自	昭	和	年	月	日
地	料	立	替	自	昭	和	年	月	日	自	昭	和	年	月	日	自	昭	和	年	月	日	自	昭	和	年	月	日
本	件	ノ	果																								

組	會	證	元	金	殘	高	擔	信	別	整	理	受	入	完	結	豫	定	完	否	記	事	主	任	專	務	長	社	長
第	組	回	第	號						年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日							
今後ノ整理方針																												
備考																												

(整理經過一覽簿)

(否ハ朱書ノコト)



整理集金規定

第一條 整理新件ハ其借主ノ性質ト從來ノ事情並ニ各整理係員ノ手持件數等ヲ

考慮シ主任ニ於テ適宜係員ニ配分スルモノトス

第二條 新ニ配分ヲ受ケタル係員ハ直ニ所定ノ簿表ニ記入シ且ツ遲滯ナク關係

先ヲ取調べ壹週間以内ニ其狀況並ニ整理方針ヲ主任ニ報告スベシ

第三條 整理完了ノ豫定ハ左記ノ範圍内ニ於テ之ヲ爲ス可シ

信用口 參個月以内

擔保口 六個月以内

但主任ノ見込ニヨリ前項期間ヲ併算シテ壹ケ年ヲ限り延長スルコト

ヲ得

第四條 左記ノ場合ハ取立不能トシ係長ヲ經テ隨時主任ニ返還スベシ

一 取立ノ見込ナキ口

但返還後取立ノ見込立チタル時ハ再受入ノ請求ヲナシ得ルモノト

ス

二 前條ノ期間中壹回分モ集金シ能ザリシ口

第五條 整理集金ニ對シテハ左記ノ割合ニヨリ獎勵金ヲ支給ス

但整理係長ノ整理集金ヲ除ク

第一 普通獎勵金

イ 計算期間ヲ參ケ月トシ毎年三月、六月、九月、十二月ノ各末日之

ヲ行フ

ロ 獎勵金支給率

一 期間中ノ集金高

壹千圓以上 集金高壹百圓ニ付 金五拾錢

貳千圓全 全 金壹圓也

參千圓全 全 金壹圓五拾錢

四千圓全 全 金壹圓八拾錢

五千圓全 全 金貳圓也



但書

- 一 特別貸ノ分ハ其利息丈ヲ合算ス
- 二 競賣ニ依テ集金シタルモノハ其八割丈ヲ合算ス
- 三 當社ノ債務ヲ相殺充當シタルモノハ其貳割丈ヲ合算ス

第二 特別獎勵金

- 一 全部解決 一件ニ付 金壹圓也
- 二 延滞戻シ 全 金五拾錢
- 三 缺損復活 壹百圓ニ付 金貳圓也
- 四 不能口集金 全 金貳圓也
- 五 其他特別ノ功勞アリタル場合ハ特ニ賞與スルモノトス

第六條

左記ノ場合ニ於テハ過怠金ヲ徴收ス

但過怠金ノ總高ガ全期ノ獎勵金ヲ超過スル時ハ其限度ニ打切ルモノトス

- 一 第二條ノ報告ヲ怠リタル時一件ニ付 金壹圓也

二 第四條一項ノ不能口返付ヲ怠リタル時一件ニ付 金五拾錢

三 第四條二項ノ場合一件ニ付 金壹圓也

四 不能口トシテ返付確定シタルモノガ他ノ再調ニ依リ容易ニ相當ノ集金アリタル場合一件ニ付 金貳圓也

但逃亡者ノ歸任其他偶然ノ出來事ニ因リ回收シタルモノハ其責ヲ

問ハザルモノトス

第七條

新任者ハ採用後參ケ月以内ニ限り第六條ノ過怠金ヲ特免スルコトアル

ベシ

其他必要ナル事項ハ別ニ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第八條

本規定ハ何年何月何日ヨリ實施ス



### 四 募集員に集金兼務をなさしむる 事の利害に就て

古 市 五 郎

#### 一 緒 言

掛金回収上の問題に關しては、詳細に亘り普通集金の稿に於て述べたが、爰には、募集員に集金兼務をなさしむることの利害に付、簡単に所信を述べたいと思ふ。

#### 二 利 益

募集員に集金兼務をなさしむることによつて、業者の享くる利益を列擧すれば、略ぼ左の如き諸點に歸着するであらう。



- (1) 會員募集上の効果大である事
- (2) 掛金中止口防止に効果ある事
- (3) 會員と業者との間に起る諸種の問題を融和せしむるに便なる事
- (4) 多額口集金の弊を緩和する事
- (5) 募集員の收入に確實性を加ふる事

以下順次解説すべし

### (1) 募集上の効果大なる事

募集員が集金兼務をなすことによつて、度々顧客に接觸する内、家庭の状況や生活の程度を知り、再加入餘裕の有無に付、透徹したる充分の觀察が出来るのみならず、同種類の業者より侵蝕されることも防止し得る。而して注文取の御用聞き同じく、再加入の可能性あるものは拔りなく勧誘をして行くので、單獨募集の様に、双方袂を着て改たまつた募集手段を講ぜず、容易に目的を達する事が出来る。

### (2) 中止口防止に効果ある事

募集員が集金区域内に於て募集したる口の多くは、其募集員が集金に行くので、自己の募集したる會員が何等かの都合で、中止をなさんとする場合、募集員は自己の利害關係上(募集員の給與に付参照あり)極力之が防止策を講ずるのである。又會員の方でも直接自己の勧誘された募集員に、中止の申出をなす事は大變心苦しい事であるから、遂引摺られて行く内掛け續けるものである。

之れに反し他の者が取立てに行けば、會員も斷りよく又斷られる方でも、利害が比較的輕いので、自然中止口は前者に比して多いと見ねばならぬ。

### (3) 會員と業者との間に於ける諸種の問題を融和する

自己の不平や、希望等を、態々營業所まで来て申出でる會員は少ないが、常に親しく出入する募集員に對しては、腹藏なく不平なり意見なり述べ易いものである。

我長崎無盡會社では投書函を備えて、會員の意嚮を探るべく數年間努



力しているが、今迄に一向此種の投書があつた事を記憶せぬ、又直接會員から意見を申出でられた事も甚だ尠ない様である、然し乍ら募集員に向つては、前述の通り相當意見の表示がある。

會員の不平や希望は、業者として最も重大視せねばならぬ問題であつて、業者と會員の福利増進上、閑却すべからざる事であると思ふ。此意義ある報道の多くは募集員に俟つべきものであつて、其任や重し言はねばならぬ。更に會員間には往々業者の經營方針を曲解する事がある。其場合に在りては、募集員は業者の爲に忠實なる辯護士となつて、其中間に介在して、これが融和を圖る機能を有するものである。

これに反し單獨集金員は報道機關としての働や、辯護士としての資格を、著しく輕減するの憾みがある。即ち其原因は單獨集金なるが故に、利害關係は募集員程に無く、従つて對手方の意見も不平も、感情を損せぬ程度に於て聞き流し、一步進みて双方の融和を謀るが如き積極的に努力する事が尠ないからである。

#### (4) 多額口集金の弊を緩和する事

集金費支給を集金高にてする時は、勢ひ集金高の多き口にのみ力を注ぎ、小額なるものは閑却することがある、故に集金高のみを以てする給與方針は、不可にして之れに口數を加味する必要ある事は、普通集金取立の稿にて述べた通りである。

然し乍ら募集員に集金兼務をなさしむる事により初めて、集金高を基調としたる給與方針に據るも、其缺點を著しく緩和し得るのである、即ち募集員は其主要任務たる募集事務に對しては、頗る敏感で且つ忠實であるが故に、今現に取立てんとする掛金は少額であつて、満足する給與を受けざる時雖、將來生ずる募集の利益を考慮し、取立に行かぬ事は殆んどない、従つて多額口集金の弊を著しく緩和し得ると思ふ。

#### (5) 募集員の收入比較的確實性を加ふる事

募集員の賃銀支拂は出來高給制を採用するもの多きが故に、或る時は多額の收入あるも、又或る時は皆無の場合ある事を想像せねばならぬ、



斯の如き不定なる収入に脅威される係員は、常に生活の不安を感じつ、ある事が一般に見る状態である、故に之れを多少にても緩和する手段として集金兼務をなさしめ、募集員の収入に或る程度の確實性を加へ、生活上の不安を緩和する事は、優良なる募集員の勤務年限を増し、惹いて募集上に、無形の利益がある事を知らねばならぬ。

### 三 損 害

募集員の集金兼務に對する利益は、上來縷述せし程度のものであるが、茲には損害と認むべき點に付述べん。茲に

- (1) 新會員の募集上、多少の缺陷あり
  - 2) 募集に集金の兩事務を執行する爲、時により一方に偏する傾向あり
- 以下順次これを説明すべし
- (1) 新會員募集上、多少の缺陷あり

會員の募集は新舊其何れたるを問はぬが、募集力を舊會員にのみ注ぐ

となると、勢ひ事業の發展上面白からぬ結果を招來する事がある。

募集員をして集金兼務をなさしむる結果は、此弊に陥る事あるを覺悟せねばならぬ。尤も此缺陷は集金事務各自の負擔能力に、多少の餘裕を持たしむる事とすれば、或る程度まで緩和し得る。

#### (2) 募集と集金の兩事務を執る爲、一方に偏する傾きある事

一人で兩刀の使い分けをやる爲、勢ひ打算して利益の方に奔る傾向がないとは云へぬ、此點を充分注意して置かねばならぬ。但し運用法さへ巧であれば其心配は無用である。

### 四 結 論

以上大体に亘り論述したが、結局募集員に集金兼務をなさしむる事の利害を秤量するに、利益多く害少なく、此制度を採用する事が賢明であると思ふ。

(完)



第五章 無盡と法律

無盡の實務上特に關係深き諸法律問題の研究

岩崎 尙夫

私は法律の専門家ではないから、茲に學究的の議論を試みんごするものではない、只實務上の必要に迫り、調べた事や、考へたる事の内、若干を無秩序ながら書きならべて、各位の御高批を仰がんごする次第である。

但法律問題の解釋は、人により時代により又場所により、多少相違を生ずべき可能性あるものなるを以て、私の述べたる事項を、若し實際問題に採用せられんごする場合は、更に徹底的御研究あらんごきを、念のため申上げて置きます。



## 一 無盡業は商行為なりや

之が商行為なりや否やは、主として左記の如き利害關係を生ずる。

- イ 流質契約 は民法第三四九條で禁じてあるが、無盡業が商行為ならば商法第二七七條により其適用を除外せらるゝ事となる。
- ロ 債權の時効 は民法第一六七條により十年を原則とするが、商行為ならば商法第二八五條により五年原則となる、其他特殊時効に種々の相違がある。
- ハ 法定利息 は民法四〇四條で年五分を原則とするも、商行為なら商法二七六條で年六分となる。
- ニ 利息制限法の一部除外  
全法第五條の制限は、商行為には商法施行法第一一七條により除外せらるゝ。

右様な次第であるから、無盡業が商行為なりやを案するに、商法二六三條に

は列挙してない、商法二八五條の二によれば、商法四二條二項の會社の行為は商行為に關する規定を準用せらるゝ譯であるが、之では個人の無盡業が浮ばれぬ、のみならず準用では萬一の時當てにならぬ。

故に今度は大審院の判例を調ぶるに、無盡業を商行為なりと明斷したる判決は見當らぬ、只最近神戸控訴院にての判例に非營業無盡業へ商行為と裁斷され又權威ある商法學者は其學說として無盡業は商行為なりとの推論を發表せる等諸種の事情より考ふれば、今事實判決を仰いだなら少くも會社組織の無盡業丈は商行為と看做されるであろう、故に私共は萬一の時は商行為に關する規定に基きての判決を覺悟し實務に従事して然るべきものと信ずる。

但之を尙的確ならしめんとせば、商行為中に列挙するか、或は無盡業法中に『本法に依る取引は商行為とす』又は『商行為に關する規定を適用す』と挿入するのが一等明瞭であるから、吾人業者は、時の事情に應じ簡易に目的の達成せらるゝ方途を撰び、明文挿入に努力すべきであらう。



二 甲會員の中止口に對する乙會社の債權を、乙會社が  
甲會員に對し有する別口債權に相殺充當する事を得  
るか

民法五〇五條の規定、即ち相殺を爲すには全種の目的を有する事、共に辨濟期に在る事を條件とする、故に甲乙の債務が、共に辨濟期にある場合は當然相殺が出来るものと信ずる、茲に研究せんとするのは、乙の債務は未だ辨濟の時期に到らず、只甲の債務丈が辨濟期にある場合、即ち甲の中止口たる無盡會の満期以前に於て相殺が出来るかと云ふ點に存する。

之は其儘では民法五〇五條の條件に反するから出来ないものであるが、その中止口に對する解約返戻金は、多く解約と全時には支拂はずして、満會時まで保留し、且つその利息をも附せないと云ふ、換言すれば、人の金を無利息で使つてよろしいと云ふ約束は、當然債務者たる乙會社の利益の爲に存在するものである、故に民法一三六條の規定により、この利益を抛棄する事は乙會社の自由

である、右の理由により期限の利益を抛棄すれば、即時辨濟期が到來する、共に辨濟期にあるものは即ち相殺が出来ること云ふ段取りとなる。

所で、更に疑問とするのは、期限の利益は抛棄することが出来たとしても、その金額は如何にするか、所詮甲は満會後にならねば受取る事の出来ぬ債權であつて、然も満會後になつてもその中止當時定められたる金高丈を取り得るの如何で、何等利息の利益がない、それを今其額で充當相殺したのでは、甲會員丈に利あつて乙會社は損であるから、少くも商法の法定利率六分の現價を以て相殺充當せられ得るか云ふ點がある。

愚見によれば、之は當時の現價計算にて充當可然と思ふ、何となれば甲會員の中止口手取返戻金高は、満會時に取るも中止口解約當時の返戻金高と全額である、而して甲の乙會社に對して負ふ別口債務には、ドシ／＼延滞利息が加はるので、若此充當を爲さずして、其儘に放任せば、甲會員の乙會社に支拂ふ可き別口債務の利息は非常の金高となるのである、然るに此充當によりて相殺額丈は辨濟となり、その額丈に對しては高き損害日歩を免るゝ事となるのである。



るから、前記の法利による現價計算は、何等甲會員の利益を害せず利差丈は却て甲の利得となる、故に民法一三六條但書にも抵觸せず、又公益上にも何等の支障を來たさぬ。

### 三 更改と追加契約との區別を誤れば斯る損失あり

追加契約とは、讀んで字の如く、根本契約は其儘にして置いて、只契約條項を追加するのであるが、更改契約は、債務の要素を變更して、舊債務を消滅せんとするのであるから、色々の注意を拂はねば、知らぬ間に保證人が抜けたり、或は擔保が落ちたりする事となる。

又追加契約の一種たるに拘はらず、「條件附債務を無條件とし、無條件債務に條件を附し、亦は條件を變更する契約は」特に要素の變更と看做されるから自然更改となる。

尙委しき事は民法五一三條以下の更改、並に全四三五條乃至四五八條等を御参照ありたし。

### 四 指名債權の質入に就て

之は民法第三六四條全四六七條等の規定により、一定の手續を要する事は、當然の事で誰でもやつてる次第であるが、特に留意すべきは全三六三條の規定である。

即ち質權は物の占有を移轉する事を成立條件とするものであるから、證書ある場合は之を取らねばならぬ。従つて實際問題としては其證書の有無を質し、無い場合は其旨質入主をして誓言せしむる必要も生ずるであろう。要は證書があるのを質取主の不注意で取らなかつたのであるか、或は質入主が故意に有を無として詐稱したのであるかの反證を握り置くこゝが、萬一の時に役立つのである。

尙指名債權は民法四六七條第二項の規定に依り確定日付を取て置かねば、第三者に對抗出來ぬ。之は通帳擔保又は見合擔保の場合にも全様である。



### 五 會社が自己の發行したる無盡通帳を自己債權の擔保とすることは果して法律上有効なりや

之は銀行が自己の發行したる預金通帳を、自己の貸金の擔保にする事に就ては大審院の判例によりて、確定せられて居るけれども、その判例が無盡業の場合にも的確に、準用せらるゝや否やと云ふ議論がある。

故に中央の有力者に照會したる結果『差支なし』この返答でありましたから、御参考までに茲に掲ぐる事とする。

但何故に無効なりと云ふ議論が生ずるか、亦何故に有効なりとの結論に達するか、それは中々長くなるから省略する。

### 六 見合擔保金を取る上の注意

落札者が、被給付の手續を爲す場合に於て、擔保不足、或は擔保がないため擔保を探查して提供するまでの間、給付金の一部又は全部を、暫時擔保として

提供し置くこと云ふ事は、會社の事務整理上より見ても、又會員の被給付權確定の上より云ふも、極めて便利である。

而して一度給付せられたる以上、其金の所有權は當然會員のものであつて、會社は只質權丈を持つて居るのであるから、其儘にして置いたのでは萬一其會員が他に負債ある場合は、その債權者より、突然轉付命令が飛び出して來れば、會社は見合擔保たる現金を第三者の爲に奪取せらるゝ事となる。

民法第三六四條全第四六七條參照のこゝ。

故に右見合擔保差入証書には、必ず確定日附を取りて置かねばならぬ。

### 七 土地と其上にある立木とは抵當權設定上如何なる關係にあるか

立木丈を抵當とする場合は、明治四十二年の制定にかゝる立木に關する法律により立木の登記をなさしむれば、全法第二條により不動産と看做されて立派に抵當權の登記が出来る。



今度は、土地丈を擔保して取つた場合に於て、その土地の上に樹木があつたとする、この場合に於て擔保提供者は、土地丈を出したのであるから立木は自分が勝手に處分するに云へるかどうか、或はその土地に對し抵當權を實行したる時、その處分權は立木に及ぶかどうか、最近の大審院判例によれば、次の様になる。

- イ 立木を除く考へなら、抵當設定當時其旨意志表示をせよ、
- ロ 特に立木除外の意志表示がないなら立木は土地と一体となる、
- ハ 従つて、土地の抵當權實行は其上の立木に及ぶ、

但實際問題としては、擔保設定當時、其立木の狀況を明記して置かねば、擔保提供者が、他日竊に伐採しても、その被害の立證に困難を來たすべし。

#### 八 利息制限法の不適用に就て

利息は契約上の利息と法律上の利息とがあり、前者には期限内の利息と期限後の利息あり、後者は民法上と商法上との區別がある。

然して法律上の率は明文の通りであり、又契約上の利息で期限内の率は何れ名をつけて置いても、債務者が制限法を援用すれば、其制限内に引直さるゝのは、幾多の大審院判例で明瞭である。

只延滞利息、即ち期限後の利息が如何になるのが問題である。

民法第四二〇條によれば、当事者が自由に取り極められ、且つ裁判所も如何にもされない様になつて居るが、特別法たる制限法第五條によれば、矢張り制限せらるゝのである。

然るに商法施行法第一一七條によれば、利息制限法中の第五條文は特に商事には之を適用せずとあり、この商事とは商行爲を意味すこの事であるから、無盡業が商行爲であるならば、既述の通り期限後の損害金契約文は勝手に取れることとなる。

但勝手に取れることは云へ、契約々款で許されたる範圍内なること、或は公益に反せぬ程度たるべき事は勿論である。



## 九 妻の法律行爲

四三六

民法第一四條で、妻の法律行爲は色々の制限を受けて居るが、無盡業に於て度々出會する問題は、妻が借主や保證人となる事である、この場合に於て

イ 妻が他人の保證を爲すとき、

は多くの場合夫の許可が入用である。

ロ 妻が借主で夫がその保證人のとき、

は夫の許可を要せぬ、何となれば暗黙の許可と看做されるから。

ハ 妻が夫の保證を爲すとき、

は夫の許可が入用、それは夫の知らぬ様に爲し得る機會が想像され得るから。

## 一〇 時効中斷上の注意

民法第一四七條に明記してある通りであるが、普通間違ひやすいのは、請求

ミ 催告である、催告は全一五三條の手續きをせねば何の役にもたぬ、それで「請求」と云ふ事が、時効中斷の尤も重要な事である、尙注意を要することは、全一四四條乃至全一六一條参照ありたし。

## 一一 無能力者の無盡加入に就て

無能力者の行爲は取消し得らるゝを原則とする、然るに無盡に加入中の未成年者や、妻が、その加入に就て適法の同意や許可を受け居らなかつたとしたら法律上如何なる結果を來たすであろうか、之は實際問題としては可なり大なる事項である。

之に就て、中央の權威者に質したるところによれば、未成年は民法第四條但書の精神により、亦妻は禁止條項外なるにより差支なしとの事である。

但加入權の移轉や、落札給付等の問題は、勿論それ／＼の同意許可を要するところなる。



## 一二 擔保家屋の改修と建替

四三八

擔保に差入中の建物を、債権者の承諾を得ずして、改修し或は建替へる向がある、そして債権者はこの事實を知るも、價値の増加なりとして不問に附するところが多い。然るに改修の場合は建坪の相違、或は平家を二階家とせし時の如きは、保存登記を新にして他に一番擔保を設定せらるゝの危険がある、又建替の場合は、前に登記せられたる建物が、苟も一度全壊せる以上、新家屋は前の家屋にあらず、従つて前の抵當權の登記は今度の新たな家屋に其効力は及ばぬのである、之は債務者が大工等の取引書類を以て立證すれば、前の抵當權者は新たなる抵當權者には對抗が出来ぬ事となる。

但その不正不當の行爲に對し債務者の受くべき刑事民事の責任は、自から別個の問題である、

故に擔保物件の看視に就ては、常に深甚の注意を要する譯である。

## 一三 登記官吏の過失

登記官吏が、故意又は重大なる過失によりて申請人其他の者に、損害を與へたる時は、當然その賠償の責に任ぜねばならぬ。(不動産登記法第十三條參照)

併し事實上當局を對手取りて一々賠償を求むる事は種々の面倒が伴ふ。故に相當纏りたる貸金の擔保に就ては、其時々登記簿の閲覽を爲して事前に損害を防止する事が何よりであらう。

## 一四 抵當權の効力

債權の利息は原則として、最後の二ヶ年分に限りその抵當權を行ふこゝが出来ぬ。

故に當方の順位が下位の場合は、先順位の現在元金と契約利率二ヶ年分を合した丈を引去りた残り、今度提供せらるゝ擔保價値となる。

従つて、當方も延利が二ヶ年以上も累積すれば、その超過部分は無擔保債權となるから、回収を急がねばならぬ、但特別の登記をすれば、その登記を新に爲したる時の順位で其分にも抵當權が出来ぬ。

四三九



(委しき事は民法第三七四條参照のこゝ)

一五 公正證書作成上の注意

イ 公正證書の照合

公正證書は、公證人が作成するので、民間のものでその形式に立入りて云々する譯には行かぬ、併し公證人も人間である以上過失なきを保せられぬ、萬一その重大なる過失又は故意によりて損害を受けたるときは、その公證人は相當の賠償を爲さねばならぬ事は、公證人法第六條に明記してはあるが、之又一々損害恢復の訴訟を爲し居つては限りがない。

故にこの事故を未然に防止せんとせば、其時々當方の依頼事項と相違する事なきやを詳細に照合することを要する、而して萬一相違點を發見したなら、現金の支拂ひに先ち、その訂正を要求せねばならぬ。

然るに日々數百頁に渉る公正證書を、細大洩らさず校閲するこゝは甚だしく執務能率を阻害し、延て給付の停滯を招來する、即ち正確なる照

合が早く出来る方法が必要である。

左に一案を掲げて各位の御叱訂を乞ふ。

(1) 豫め依頼先の公證人と協議して各書式を一定し、其各書式の用紙にはそれ／＼の符號を附し置くこと、

(2) 給付の書式は、略左記五種に大別せらるゝであらう、

- 一 土地のみを擔保とするもの
- 二 家屋のみを擔保とするもの
- 三 土地家屋共に擔保とするもの
- 四 信用のみのもの
- 五 其他のもの

但土地のみの場合でも、其地上に家屋の有無、其所有者の自他があり。家屋のみの場合でも、其敷地所有者の自他があり。土地家屋共に提供の場合でも、其所有が自己の場合、他人の場合、或は其一部分が自己の場合等、千差萬別であらうが、大抵の相違は用紙中に設けたる



餘白の大少で、融通がつくのである、融通の付き兼ねるものは、一寸考案すれば應用が出来る、故に茲には一乃至四迄の書式私案を掲げ他は之を省略する。

(3) 斯く協定して置けば、照合の場合には、第一用紙の取違ひなきやを檢じ第二には只書入事項の分丈檢すればよい事となる。

但印刷出来上りの時用紙の檢收に十分の注意を要するは勿論である、此方法によれば、公證人の作成時間も半減じ、其他正本の作成、照合等の時間も、約十分の一でよろしかるべし。

ロ 契約條項に關する事

(1) 期限の利益を失ふべき規定には、「一時に完済すべし」とすれば即時時効が進行するから「請求し得るものとす」とする。

(2) 期限後の利息は「損害金」と稱すること。

但利息制限法の關係による。

(3) 火災保険料代拂に關する處には、算出の基準を明記すること。

但民訴第五五九條第五項の目的に一致する爲に。

(4) 強制執行の認諾、管轄裁判所の合意を落さぬ様にすること。

民訴第二九條全五九九條第五項等参照のこと。

第 號

無盡給付濟掛金契約證書

本職ハ後記當事者ノ囑託ニ依リ其法律行爲ニ關シ聽取シタル陳述ヲ錄取スルコト左ノ如シ

法律行爲ノ本旨

第壹條債權者ハ何々無盡株式會社無盡契約々款ニ基キ其給付金

ヲ拂渡シ債務者ハ該約款ニ依リ給付濟掛戻金トシテ左記金員ヲ返還ス

ヘキコト及ヒ下記ノ事項ヲ約シテ右給付金 ヲ受領シタリ



一 掛戻總金額  
 第貳條前條掛戻金ハ掛戻金規定ニ基キ昭和 年 月ヨリ同 宛  
 月迄  
 債務者ハ相違ナク

第參條債權者ハ左記ノ場合ニ於テハ第貳條ニ定メタル拂込ミ方法ヲ變更シ壹時拂込ミノ請求ヲ爲シ得ルモノトス  
 一 掛戻金ノ拂込ミヲ壹回ニテモ遲滯シ又ハ第八條其他本契約事項ヲ履行セス若クハ履行スルコト能ハサルトキ  
 二 債務者ニ於テ本債權ヲ侵害スヘキ行爲アリタルトキ  
 三 債務者又ハ保證人カ第三者ヨリ差押、假差押強制執行ヲ受ケ若クハ競賣ノ申立又ハ破産ノ宣告ヲ申立テラレタルトキ  
 第四條債務者ハ拂込ミ期日ニ於テ其拂込ミヲ怠リ又ハ前條ノ理由ニ基キ壹時ニ拂込ミノ請求ヲ受ケルタルトキハ其翌日ヨリ現入金ノ日迄拂込

ムヘキ金額ニ對シ壹百圓ニ付キ壹日金五錢ノ割合ニ當ル損害金ヲ支拂フヘシ  
 第五條債務者ハ第參條ノ場合ハ勿論債權者ノ債權行使ニ付キ要シタル費用ハ事由ノ如何ヲ問ハス其全部ヲ負擔スヘシ  
 第六條 債權者ニ於テ抵當物ノ實況ニ關シ調査ヲ爲サントシ若クハ報告ヲ求ムルトキハ何時ニテモ其要求ニ應スヘシ  
 第七條抵當物ノ所有權ニ異動ヲ生セシメ若クハ其抵當物上ニ抵當權ヲ設定シタルトキハ直チニ債權者ニ通知スヘシ  
 第八條抵當物ノ現狀ヲ變更セントシ又ハ其抵當物上ニ抵當權以外ノ權利ヲ設定セントスルトキハ豫メ債權者ノ承諾ヲ受クヘシ  
 第九條債務者ハ抵當物件カ毀損滅盡シ又ハ債權者ニ於テ價格低落シタリト認メタル場合ハ債權者ノ指定ニ從ヒ之ヲ補充スヘシ  
 第十條保證人ハ主債務者 連帶シテ本債務ヲ辨濟スヘシ  
 第十壹條債務者及ヒ保證人ハ債務ノ履行ヲ爲サ、ルトキハ直チニ強制執



行ヲ受クルモ異議ヲ申出ツルコトヲ得サルモノトス  
第拾貳條 (豫備)

第拾參條 當事者ハ本件ニ關スル訴訟ハ何々區裁判所ヲ管轄裁判所ト爲スコトニ合意シタリ  
第拾四條 本債務ノ擔保トシテ其ノ所有ニ係ル左記不動産ニ抵當權ヲ設定ス

公二(建他人地)

第 號

無盡給付濟掛金契約證書

本職ハ後記當事者ノ囑託ニ依リ其法律行爲ニ關シ聽取シタル陳述ヲ錄取スルコト左ノ如シ

法律行爲ノ本旨

第壹條 債權者ハ何々無盡株式會社無盡契約々款ニ基キ其給付金ヲ拂渡シ債務者ハ該約款ニ依リ給付金掛戻金トシテ左記金員ヲ返還スヘキコト及ヒ下記ノ事項ヲ約シテ右給付金ヲ債務者ハ受領シタリ

一掛戻總額金

第貳條 前條掛戻金ハ掛戻金規定ニ基キ昭和 年 月ヨリ同 宛

月迄

債務者ハ相違ナク何々無盡株式會社

ムヘシ

ニ於テ拂込



第參條債權者ハ左記ノ場合ニ於テハ第貳條ニ定メタル拂込ミ方法ヲ變更

シ壹時拂込ミノ請求ヲ爲シ得ルモノトス

一掛戻金ノ拂込ミヲ壹回ニテモ遲滯シ又ハ第拾條其他本契約事項ヲ履行セス若クハ履行スルコト能ハサルトキ

二債務者ニ於テ本債權ヲ侵害スヘキ行爲アリタルトキ

三債務者又ハ保證人カ第三者ヨリ差押假差押、強制執行ヲ受ケ若クハ競賣ノ申立又ハ破産ノ宣告ヲ申立テラレタルトキ

第四條債務者ハ拂込ミ期日ニ於テ其拂込ミヲ怠リ又ハ前條ノ理由ニ基キ

壹時ニ拂込ミノ請求ヲ受ケタルトキハ其翌日ヨリ現入金ノ日迄拂込ム

ヘキ金額ニ對シ壹百圓ニ付壹日金 錢ノ割合ニ當ル損害金ヲ支拂フヘシ

第五條債務者ハ第參條ノ場合ハ勿論債權者ノ債權行使ニ付キ要シタル費

用ハ事由ノ如何ヲ問ハス其全部ヲ負擔スヘシ

第六條 債權者ニ於テ抵當物ノ實況ニ關シ調査ヲ爲サント

シ若クハ報告ヲ求ムルトキハ何時ニテモ其要求ニ應スヘシ

第七條

ハ抵當建物ニ對シ相當ノ保險會社ト金

ノ火災保險契約ヲ締結シ債務完済ニ至ル迄之ヲ繼續スヘシ但前記ノ保險料金ハ保險金壹百圓ニ付キ金 ノ割合トス

前項ノ保險繼續ハ保險滿期前ニ於テ之カ手續ヲ爲シ其繼續保險料受領

證ヲ保險契約滿期日五日前迄ニ債權者ニ差入ルヘシ

第八條

債權者ノ指定ニ從ヒ前條ノ保險契約ニ基ク權利ノ上

ニ債權者ノ爲メ質權ヲ設定スヘシ

第九條

ニ於テ保險契約ヲ變更セントシ若クハ保險會社ヲ變

更セントスルトキハ豫メ債權者ニ通知シ其承諾ヲ受クヘシ

第十條

ニ於テ第七條第貳項ノ期日迄ニ繼續保險受領書ヲ差

入レサルトキハ債權者ハ債務者ニ代リ保險料ヲ支拂ヒ保險契約ヲ繼續スヘシ

第十條 債權者ハ都合ニ依リ抵當權者トシテ債權者ノ名義ヲ以テ適當ト



認ムル火災保險會社ト直接保險契約ヲ締結スルコトアルヘシ此ノ場合  
債務者及ヒ抵當物件所有者ハ何等異議ヲ申出ツルコトヲ得サルモノト  
ス

第拾貳條

ハ前貳條並ニ第拾八條ニ依リ債權者カ支拂ヒタル  
保險料金及ヒ地料金ニ對シテハ壹百圓ニ付壹日金 錢ノ割合ニ當  
ル損害金ヲ附シ直チニ債權者ニ支拂フヘシ

第拾參條 抵當物ノ所有權ニ異動ヲ生セシメ若クハ其抵當物上ニ抵當權ヲ  
設定シタルトキハ直チニ之ヲ債權者ニ通知スヘシ

第拾四條 抵當物ノ現狀ヲ變更セントシ又ハ其抵當物上ニ抵當權以外ノ權  
利ヲ設定セントスルトキハ豫メ債權者ノ承諾ヲ受クヘシ

第拾五條 債務者ハ抵當物件カ毀損滅盡シ又ハ債權者ニ於テ其價格低落シ  
タリト認メタル場合ハ債權者ノ指定ニ從ヒ之ヲ補充スヘシ

第拾六條 保證人ハ主債務者 連帶シテ本債務ヲ辨濟スヘシ  
第拾七條 債務者及ヒ保證人ハ債務ノ履行ヲ爲サ、ルトキハ直チニ強制執

行ヲ受クルモ異議ヲ申出ツルコトヲ得サルヘシ

第拾八條 債權者ハ建物保護ノ目的ヲ以テ

者ニ代リ土地所有

者トノ間ニ左記ノ通り借地ニ關スル契約ヲ締結シ地料金ヲ支拂フコト

アルヘシ

借地坪數

此地料

ニ付金

土地所有者

第拾九條 當事者ハ本件ニ關スル訴訟ハ何々區裁判所ヲ管轄裁判所ト爲ス  
コトニ合意シタリ

第貳拾條

ハ本債務ノ擔保トシテ其所有ニ係ル左記不動産ニ

抵當權ヲ設定ス



第 號

無盡給付濟掛金契約證書

本職ハ後記當事者ノ囑託ニ依リ其法律行爲ニ關シ聽取シタル陳述ヲ錄取  
スルコト左ノ如シ

法律行爲ノ本旨

第壹條債權者ハ何々無盡株式會社無盡契約々款ニ基キ其給付金

ヲ拂渡シ債務者ハ該約款ニ依リ給付濟掛辰金トシテ左記金員ヲ返還ス

ヘキコト及ヒ下記ノ事項ヲ約シテ右給付金ヲ債務者ハ受領シタリ

一掛辰總額金

第貳條前條掛辰金ハ掛辰金規定ニ基キ昭和 年 月ヨリ同 年

月迄

債務者ハ相違ナク何々無盡株式會社

ムヘシ

ニ於テ拂込

宛

第參條債權者ハ左記ノ場合ニ於テハ第貳條ニ定メタル拂込ミ方法ヲ變更

シ壹時拂込ミノ請求ヲ爲シ得ルモノトス

一掛辰金ノ拂込ミヲ壹回ニテモ遲滯シ又ハ第拾條其他本契約事項ヲ履

行セス若クハ履行スルコト能ハサルトキ

二債務者ニ於テ本債權ヲ侵害スヘキ行爲アリタルトキ

三債務者又ハ保證人カ第三者ヨリ假差押強制執行ヲ受ケ若クハ競賣ノ

申立又ハ破産ノ宣告ヲ申立テラレタルトキ

第四條債務者ハ拂込ミ期日ニ於テ其拂込ミヲ怠リ又ハ前條ノ理由ニ基キ

壹時ニ拂込ミノ請求ヲ受ケタルトキハ其翌日ヨリ現入金ノ日迄拂込ム

ヘキ金額ニ對シ壹百圓ニ付壹日金 錢ノ割合ニ當ル損害金ヲ支拂

フヘシ

第五條債務者ハ第參條ノ場合ハ勿論債權者ノ債權行使ニ付キ要シタル費

用ハ事由ノ如何ヲ問ハス其全部ヲ負擔スヘシ

第六條

ハ債權者ニ於テ抵當物ノ實況ニ關シ調査ヲ爲サント



シ若クハ報告ヲ求ムルトキハ何時ニテモ其要求ニ應スヘシ

第七條

ハ抵當建物ニ對シ相當ノ保險會社ト金

ノ火災保險契約ヲ締結シ債務完済ニ至ル迄之ヲ繼續スヘシ但前記ノ保險料金ハ保險金壹百圓ニ付キ金ノ割合トス

前項ノ保險繼續ハ保險滿期前ニ於テ之ヲ手續ヲ爲シ其繼續保險料受領書ヲ保險契約滿期日五日前迄ニ債權者ニ差入ルヘシ

第八條

ハ債權者ノ指定ニ從ヒ前條ノ保險契約ニ基ク權利ノ上ニ債權者ノ爲メ質權ヲ設定スヘシ

第九條

ニ於テ保險契約ヲ變更セントシ若クハ保險會社ヲ變更セントスルトキハ豫メ債權者ニ通知シ其承諾ヲ受クヘシ

第十條

ニ於テ第七條第貳項ノ期日迄ニ繼續保險受領證ヲ差入レサルトキハ債權者ハニ代リ保險料ヲ支拂ヒ保險契約ヲ繼續スヘシ

第十壹條債權者ハ都合ニ依リ抵當權者トシテ債權者ノ名義ヲ以テ適當ト

認ムル火災保險會社ト直接保險契約ヲ締結スルコトアルヘシ此ノ場合ハ何等異議ヲ申出ツルコトヲ得サルモノトス

第十貳條

ハ前貳條ニ依リ債權者カ支拂ヒタル保險料金ニ對シテハ壹百圓ニ付キ壹日金錢ノ割合ニ當ル損害ヲ附シ直チニ債權者ニ支拂フヘシ

第十參條抵當物ノ所有權ニ異動ヲ生セシメ若クハ其抵當物上ニ抵當權ヲ設定シタルトキハ直チニ之ヲ債權者ニ通知スヘシ

第十肆條抵當物ノ現狀ヲ變更セントシ又ハ其抵當物上ニ抵當權以外ノ權利ヲ設定セントスルトキハ豫メ債權者ノ承諾ヲ受クヘシ

第十伍條債務者ハ抵當物件カ毀損滅盡シ又ハ債權者ニ於テ其價格低落シタリト認メタル場合ハ債權者ノ指定ニ從ヒ之ヲ補充スヘシ

第十陸條保證人ハ主債務者連帶シテ本債務ヲ辨済スヘシ

第十柒條債務者及ヒ保證人ハ債務ノ履行ヲ爲サ、ルトキハ直チニ強制執



行ヲ受クルモ異議ヲ申出ツルコトヲ得サルヘシ

第拾八條當事者ハ本件ニ關スル訴訟ハ何々區裁判所ヲ管轄裁判所ト爲スコトニ合意シタリ

第拾九條

ハ本債務ノ擔保トシテ其所有ニ係ル左記不動産ニ

抵當權ヲ設定ス

第

號

無盡給付濟掛金契約證書

本職ハ後記當事者ノ囑託ニ依リ其法律行爲ニ關シ聽取シタル陳述ヲ錄取スルコト左ノ如シ

法律行爲ノ本旨

第壹條債權者ハ何々無盡株式會社無盡契約々款ニ基キ其給付金

ヲ拂渡シ債務者ハ該約款ニ依リ給付濟掛戻金トシテ左記金員ヲ返還スヘ

キコト及ヒ下記ノ事項ヲ約シテ右給付金ヲ債務者ハ受領シタリ

一掛戻總金額

第貳條前條掛戻金ハ掛戻金規定ニ基キ昭和

年

月ヨリ同

宛

月迄

債務者ハ相違ナク何々無盡株式會社

ニ於テ拂込

ムヘシ



第參條 債權者ハ左記ノ場合ニ於テハ第貳條ニ定メタル拂込ミ方法ヲ變更シ壹時拂込ミノ請求ヲ爲シ得ルモノトス

一 掛戻金ノ拂込ミヲ壹回ニテモ遲滯スルカ其他本契約事項ヲ履行セス若クハ履行スルコト能ハサルトキ

二 債務者ニ於テ本債權ヲ侵害スヘキ行爲アリタルトキ

三 債務者又ハ保證人カ第三者ヨリ假差押強制執行ヲ受ケ若クハ競賣ノ申立又ハ破産ノ宣告ヲ申立ラレタルトキ

第四條 債務者ハ拂込ミ期日ニ於テ其拂込ミヲ怠リ又ハ前條ノ理由ニ基キ壹時ニ拂込ミノ請求ヲ受ケタルトキハ其翌日ヨリ現入金ノ日迄拂込ムヘキ金額ニ對シ壹百圓ニ付キ壹日金 錢ノ割合ニ當ル損害金ヲ支拂フヘシ

第五條 債務者ハ債權者ノ債權行使ニ付キ要シタル費用ハ事由ノ如何ヲ問ハス其全部ヲ負擔スヘシ

第六條 保證人ハ主債務者 連帶シテ本債務ヲ辨濟スヘシ

第七條 債務者及ヒ保證人ハ債務ノ履行ヲ爲サ、ルトキハ直チニ強制執行ヲ受クルモ異議ヲ申出ツルコトヲ得サルモノトス

第八條 當事者ハ本件ニ關スル訴訟ハ何々區裁判所ヲ管轄裁判所ト爲スコトニ合意シタリ



## 一六 法定地上權の發生に就て

地上權は契約により發生するを原則とするも、公益上法定的に發生する場合がある、これは債權者として知悉し置く必要がある。

イ 同一人の所有に屬する土地と建物とがある場合に、その一方丈を擔保としたる時は、抵當權設定者は競賣の場合に付、地上權を設定したるものと看做される。(民法三八八條參照)

(1) 右の場合家屋所有者の取得する地上權の範圍は、敢て家の敷地丈に限らず、必要の限度に於て敷地以外にも及ぶのである。

(大正十年大審院判決)

(2) 土地家屋の一方のみに限らず、共に抵當に供せられ、共に競落せられたる場合も民法三八八條の適用がある。(大正十年東京控訴院判決)

ロ 地上權は第三者に對抗する爲には、普通登記を要するのであるが、前記の法定取得、或は建物保護に關する法律第一條(明治四十二年五月一日法律

第四十號)の場合はその登記なくとも、第三者に對抗が出来る事となる。

但借家法借地法の施行せらるる地域にありては、其規定に據るべきは勿論の事であります。

## 一七 資本増加と取締役の責任

取締役は何時にても、一方的意思表示のみで辭任の出来るのが原則である、然らば資本増加の決議をなし商法第二一六條の義務を負ふたる後と雖辭任さへすれば、その責任は解除せらるゝものであるか、

この場合に於ては辭任しても、既に負ふたる責任は果たさねばならぬと立法の主旨により判決せられて居る。(大正十五年十一月十三日東京地方の判決)

## 一八 無能力者の株式處分

白紙委任狀付の株式は、其交付原因の如何に拘はらず、善意無過失にて其株式を取得したるものは、その株式の權利を取得する商習慣は、大審院判例の認



容する所であるが、然らば無能力者が本物の白紙委任状を添付せられた株式を處分したる場合の法律的效果は如何であるか。矢張り有効なりやと云ふ問題に對し、大正十三年第五九八號大審院の判決は次の如くなつて居る。

「此商習慣は無能力者が之等の書類を作成して、株券と共に他人に交附したる場合を除外したる範圍に於て存するものとす」

### 一九 總會前の配當金と質權設定

株主の利益配當請求權は決議前でも決議を條件として發生する權利なるが故に、之を處分し得る事當然である。從て決議に全時に効力を發生する條件を以て質權を設定することは何等の妨げなし、故に第三債務者の承諾又は通知が適法に行はれたる以上、第三者へも當然對抗が出来る。

(大正十四年東京控訴院判決要旨)

### 二〇 建物の滅失登記と變更登記

一用紙中の全部の建物が、滅失したる時は滅失登記を爲すべく、一用紙中の或る家丈が滅失したるときは、變更登記をせねばならぬ、之を誤れば後日問題が生ずる。(不動産登記法第一〇一條並に大正十五年第三九五號大審院第二民判參照)

### 二一 擔保物件に火災保險を附したる場合の參考事項

擔保權者が、その保險證券に裏書して置くのは、云ふ迄もなく物件の燒失時に際し、損害を防止せんとする爲であるが、事實問題としては、中々簡單に行かぬのである。

それは保險證券の裏面約款に、色々面倒なる事項があるので、極端に之を勵行せらるれば、殆ど保險金の受領は出來ない事になつて居るからである。

今各社の約款振りを列舉し、一々對應策を考ふる事は、その煩に堪へざるを以て、その内の一二を擧げて卑見を述ぶる事とする。

#### イ 擔保權者が知らぬ間に、保險の裏書が無効になつて居る事



約款中に、『保険の目的を他に賣却又は譲渡したる時は一々申出で、承認の裏書を得よ、然らざれば契約は無効である。目的を改造修築したる時又全し』と云ふのが大抵の會社の分に記してある。

然るに債権者は、その保険證券に質權の裏書を爲し、虎の子の様に大事にして居るが、神ならぬ身の悲しさには、その目的物が賣買改修せられたる事實を知るの由もなく、何時しか二轉三轉せられたり、平家が二階になつたりして居るので、一朝罹災あらんか、承諾の裏書なきを奇貨とし、保險會社は金を支拂はぬ。

こんな次第で、幸ひ事なければ無事だが、事あれば何の役にもたぬ裏書を抱ひて安心して居る現狀である、試に各自の擔保物をお調査になつて見たら事明瞭でありませう。

故に『賣買譲渡改修築等の場合は一々債権者が知り得る方法を講じ遅滞なく其社の承認を求め置くのが』第一の方法ではあるが、商法第四〇四條前段を以て、支拂ひを要求する事も研究して置く必要がある。

「商法第四〇四條」被保險者が保險の目的を譲渡したる時は、全時に保險

契約により生じたる權利を譲渡したるものと推定す、云々」

之は公益規定であるから、保險會社の横車を拒否し得るものと信ずる。

□ 擔保物件を買受けたる第三者が火保を附し、擔保権者への裏書なき場合

右の如き場合に罹災したる時は、火保會社より正當に保險金を支拂はるるに拘はらずその擔保権者は、之より辨償を受くる事は出来ぬのであるか。

蓋その買受主は、罹災なき場合は、抵當權と云ふ義務を負擔するに拘はらず、一朝罹災する事によりて、その負擔を免れ保險金額は丸儲けとなり擔保権者は一文も取れぬと云ふ事は、公益上不公平なるのみならず、損害保險の原則に反する、

何となれば買受主の實損額は(差額)残額丈であつて、その差は擔保権者の實損である、故にその支拂はれたる保險金は、先づ擔保権者が取り、残りを買受者が取るべき理屈なる様である。



即ち民法第三〇四條中、『先取得権者は其目的物の滅失又は毀損に因りて債務者が受くべき金錢に對しても之を行ふ事が出来る。但拂渡前差押をせよ』と云ふ意味があるから、本條により裏書なき場合と雖、罹災に際しては、保険金の要求が出来る譯に信ずる。

以上二項の研究は、法律上果して、的確なるものなりや否やは、各位の御研究を俟つ事とし、小生はこの論據により現實に罹災金を回収しつゝある事を附言して置きます。

(完)

## 第六章 無盡の經營

### 一 無盡經營の背景に就て

岩 崎 尙 夫

世は段々實力主義となつて來た、金ピカや、卒業証がものを云はぬ時節となつた、従つて無盡經營にありても、數字や法律に精通し、確實にやりさへすればよろしきか云ふに、遺憾ながら然りし答へ能はぬ事情が存在する。

#### 一 背景の必要

救世軍の太鼓や、お寺の鐘やが、その演説や説教に必要物である限り、無盡業にも有力なる背景が入用である、その背景も當今では並大抵ものでは何の役にもたぬ。



かの従何位動何等の理髮學會長や、習字速習會長の者の不可なるは勿論、餘りに政黨的色彩あるものも考へものである。

要は穩健着實にして、其徳一郷を蔽ふ人か、又は其富幾百萬、會員の未給付預金高位は、一人で無限責任に任じ得る底の富豪たることを要する。

## 二 背景の效果

### イ 會員募集上大なる援助となる

目あき千人盲千人の世の中であるから、何等實質的背景がなくても、術策的欺罔により、或る種の會員は募集し得られぬ事はない、かの不正金融業者等の餌食となるもの、絶へざるのは、この事實を裏書するものである。

さりながら優良なる會員を得て、眞面目なる經營をなさんせせば、遺憾ながら今日では背景の力をからなければならぬ、如何程會員本位の掛金表を作り、敏腕卓絶の募集係を以てしても、素寒貧連丈でやつてる無

盡會社には、到底善良なる會員は寄りつかぬのである。

役員が如何にもがいても、社員が如何に馬力を出して見ても、或は建物が如何に立派でも、役員その人が有力なる背景たるか、或は他に有力なる背景なき限り、結局落伍破滅を覺悟せねばならぬ。

之に反し有力なる背景を有すれば、徳高き背景に對しては

あの人の關係して居らるゝ以上、其他の人も人格者のみであろう、従つて會社の基礎は堅實に相違ない、ミ彼等自身で極めて加入する。

### 2 財力ある背景に對しては

あの人が無限責任たる以上、萬一の時はその人を對手取る、大丈夫損害なし、と喧嘩の目標を彼等自身で假定して加入する。

### ロ 一般重役や社員の自重を招來する

背景たる人物が其地方の徳望家であるか、若しくは金權を代表するものであつたならば、その目の届く限りに於て下手をやれば、その人の運



命は忽ち窮りて社會的自殺であらねばならぬ、故に其無盡會員の利害や其會社の休戚と云ふ事の他に、一同の者が常時自重して仕事をやる事になる。その結果は即ち會社の繁榮となり、延て會員の利便増進となる。

### 三 附 言

背景の必要と効果右の如しとせば、背景と云ふものは會社經營の守本尊たる譯合である。

故にこの本尊を未だ奉ぜずして、御經營中の會社があつたなら、一日も早く御奉置あらん事を御奨め申す。

蓋背景の選任は、其土地の民度、思想、信仰、政派等に關係を有し、頗るデリケートの問題であるから、茲にはヨリ以上の議論を差控ゆる事とするが、一度本尊を得たなら相當の敬意を忘れてはならぬ。若し實務當事者が、背景の恩に狎れ、その虎の威と自分の實力とを取違ひ、一度本尊の怒に觸れぬか、忽ちして現實曝露の悲哀を味はねばならぬ。

蓋背景によりて會社の隆運を希ふが如きは、一面甚だ卑怯の沙汰である、國政でさへ立憲自治、元老の影漸く淡からんとする秋に當り、今更の背景呼ばはりは、時代錯誤ではないか、

我等の對手は民衆である、民衆の利益に直面し、誠心誠意其業に當る以上他に何をか求めん、『自分の事は自己の双腕に俟て』この議論ありとせば、次の物語りを以てその一齋に供せんのみ。

一日、豹獅子に問て曰く、『君は餌を捕へんとする時、何故にあの様な怖い聲を出すのか、皆逃げて仕舞ふではないか』獅子曰く、『余が足音を潜め、出し抜けに飛び付いて群小弱獸を捕つたこしたら今日の聲譽を博したであらうか、余は先づ警告を發し少くとも余を怖れぬ猛者のみを撰んで自分の餌とする、之は余の人世觀である』豹曰く、『流石は獸王敬服の至り』と。

一疋の野兎先生、叢に潜みながら之を聞いて思へらく、自分の様に何時も恐れ慄いで計り居たのでは一向に前途の見込がた、ぬ、一つ積極的に出で、



自己の存在を明かにせん、聞き覺への獅子の聲色よろしく、一聲高く叫んで徐にその反響を俟ちた、果然反響は迅速、哀れ數分の後には山犬の餌食になつて自己の存在は永久に葬られ去つた。

## 二 支店出張所代理店取次店經營に就て

松 永 梅 次

### 一 緒 言

日本獨創の所謂傳統的良機關たる無盡組織をして、文化の糧とならしむべく大衆の胸を叩いて、開發すべきは勿論なるも、反面此組織の改良すべき點も多々ある事ミ思考す。然るに此點に就ては、先輩諸賢の御高説にて大部分を、盡される事ミ信するを以て、吾人は改善の根本問題には觸れず、單に表題に示せる點に付、簡單なる考察を試みんす。

### 二 經營上に就て



經營の妙諦は會員と業者の利益平衡ならしむる事であつて、只確實に經營して儲かる事のみには囚はるれば、反つて其經營は消極的に流れ、惹ひて發展を阻害する、去らばと云ふて放漫なる政策は、未給付者の保護不能に終るを以て、此點に對しては、平素細心の注意を要する事と思ふ。

頼母子講は、一般民衆の金融機關として、津々浦々に至る迄普及し、其間不正事實相當あるに不拘、尙盛んに利用せられ、其他融通性を加味したる、貯蓄銀行定期積立が採算不味なるも、満期後更に此種の機關を取引なすは如何なる理由に基くものかを考慮する時に、其原因は主として、給付の簡易（給付手續並に條件）に據るものと思つす、果して然らば、吾等業者も無盡給付に深甚の考慮を拂ふ要あるを痛感す、即ち給付條件並に手續を平易に爲したから言つて、必ずしも回收困難を招來するものに非ず、要は物的人的兩方面を有機的に觀察し、缺損を生ぜしめざる事を、目標とすれば足るものにして、損して得す

る云ふ事は營業の機微である、即ち本件で損をしても他に益する所大なりと思慮さるる場合は給付を早くし、商取引の圓滑を會員の満足とに努むれば、結局一を損して二を得る結果となり、經營方針としては巧妙なる措置となるからである。

無盡組織は、加入當初より融通性あるは、他の機關に比し卓越せる點なるも、茲に注意を要すべきは、無盡組織が定口給付なる關係上、資金急需の會員には不向にして、若し其急迫せる需要を充さしめんを欲すれば、無盡會を離れて貸付金を爲すの外はないのである、此場合を想像すれば、長期無盡の如きは被給付者採算有利な關係上希望者多く數ヶ月間落札出來ず、従つて其間借入金の利息も無盡掛金と兩様になさねばならぬ事は、組織上の缺點であつて、會員の多くは一時的ではあるが、其負擔に苦しむものである。

假りに、農村金融に付て見れば、最近の統計に據る本邦自作農壹町五段歩所有者にして、平均年收壹千九百圓也生計費其他差引剩餘金拾七圓餘云ふ状態である。各地共現今養蠶の爲め、收入を増し有福に向ひつゝ、ありきは申しなが



ら、好況時の餘殃を以て、其後の始末に窮しつゝ、あるものも亦相當に多く中産者中に於て、無盡掛金と利息と合せ掛込を了し得るもの少なく、當面の負擔に堪えざる結果、企業又は負債償還資金に勸銀、農銀が、歡迎されつゝ、ある事は蓋し已を得ざる趨勢である、故に無盡業に於ても、此事情を參酌し、加入者へは其希望に據り未給付者へ別口貸付、(給付濟掛金と同一返金率)を爲し、入札に影響せぬ様毎回入札條件を附し、落札の際振替の形式を取る事が出来れば、會員は非常なる便益を受くる事と思考するを以て、此種の便宜取扱を設くるの要あるを痛感す。(法律上其他の支障あるも)

## 二 主宰者(支店長其他)の人選

無盡は民衆金融機關である、故に之を利用して、無産者も有産者に轉向せしめ昔日の貧苦をして、今日の有福へ變ぜしめる、所謂庶民の福利増進を念願として、其衝に當るの誠意と覺悟を有せねばならぬ、而して其主宰者の備ふべき資格は誠意、實力、勤勉三拍子揃つた、人格者でなければ成らぬと思ふ。

## 三 主宰者(支店長其他)の權限

中央集權制度を採り、一々本店に於て決裁する事は、監督上多大の便あるも繁雜であつて、商取引の敏活と圓滑を害ふ虞あるが故に、出來得れば支店には商法規定の支配人を以て、支店長たらしむる事が最善である、止を得ざる時は條件付分權制々度を採り、選擇報告主義に據らしむる事を便す、出張所其他のものは此精神に準ずるを以て妥當とす。

但一支店、出張所、代理店、取次店の經營は、稍もすれば放漫に流れ易く、若し一ヶ所にても、失態曝露する様があれば、有機的に本支店全部に波及するは勿論財界を攪亂する事なるを以て、充分の注意と嚴重の監督を要するは説明するまでも無い。

## 四 後援者の有無

後援者の有無は、無盡會成立に多大の關係ある事は説明の要なきも、郡部に







### 三 無盡業に於ける勞資協調に就て

岩 崎 尙 夫

此研究を試みるとせば、先づ一般的協調に就て考ふる必要がある。

#### 一 一般的勞資協調の意義

之は資本主義經濟組織の副産物として生じたものである、かの「金」は今日でこそ、人間の生産的活動の基礎を爲す必要物であるが、資本主義經濟でなかつた時代には、其必要がなかつたと全様に、社會組織の始めに於ては、勞資協調など云ふ事はなかつた筈である。

然るに現代に於ては、「勞資協調」云ふ事が、全世界を通じて最も重大なる、最も嚴肅なる活ける問題となつて來た。

有史の前後を通じて、人類の生活幾萬年、その間人間の爲せる一切の行爲は



私共に何事を暗示するであらうか、私は一言にして之を盡くし得ると思ふ、曰く『よりよく活きんとする努力のみ』

然り、人間の活動はよりよく活きんとする努力に外ならずして、人間界に於ける一切の文化組織は、この人間の本能的、盲目的、且つ極めて自我的なる其行動を共存的に調節規矩せんとする一の方便に外ならぬのである。

然して、國と國との戦争、民族と民族との鬭争、個人と個人との争ひ、之は他の一方が、従來の規矩を、無法に破らんとするか、或は一方が従來の不公平を矯正せんとする場合に惹起せらるゝ現象であつて、矢張りよりよく活きんとする上に於ける自我の擴張、亦は恢復に外ならぬのである。

斯くの如く、活きんとする努力は、人間の本能的活動であるが、茲に山々しき障害物が出て來た、即ち資本主義經濟組織の出現之である、延て資本主義なるものを生じ、機械文化の發達に伴ひ、従來の貴重なりし努力は、哀れにも一個の商品と化し、その提供者は徒らに自由の名を有する一の奴隸と化し去らんとして居る事實之である。

この結果は努力の搾取となりて、一方に一躍數十億弗の自動車王が出來ると共に、他面幾億の飢餓に瀕する敗殘者を生ずるに至つた。

そこで、『この組織は人類が、共に活きんとする、即ち共榮共存の鐵則に反するものである、吾人の活きる途を眞正面よる梗塞せんとするものは、斷じて之を排除せざるべからず、生きるか死ぬか、死は一なり、全じくんば起たん』

と云ふ頗る猛烈危險なる思想が、勞資の間に醸成せらるゝ様になつて來た。特に注意すべきは、従來の史上に於ける鬭争と異なり、人種を超へ國境を越へ、専ら勞資の對戦とならんとする勢を有する事であつて、その數に於て廣さに於て、誠に空前の大問題であるを信ずる。

この怖るべき妖雲を、巧に防止し、血を見ずして、人間共存の方途を發見せんを努めつゝある手段が、この勞資協調である、この成行如何によりて、世界の全人類は、或は戰禍の鍋に投ぜられ、或は悅樂の一生を得る事が出來る次第である。



## 二 勞資爭議の實狀

之を委しく述べたつれば限りがないから、茲には代表的のもの二、三を擧ぐる事とする。

## イ 破壊主義

『勞資協調云ふ事は、所詮妥協では目的が達成せられぬ、故に現在の社會組織を根本より破壊して、理想の實現を期する』と云ふ、甚だ極端なる急激主義であつて、我等大和民族より見れば一の空想をも通り越し誠に狂氣の沙汰とも稱すべき、所謂赤化主義である、之は人間の慾望なり又は個性なりその趣味なりを、全く度外視したやり方で、到底永續性のあるべきものでない、この御手本は例の勞農露國である。

我が國の如く 畏しこくも 皇室を中心とし、専ら社會政策によりて、この協調の目的を達せんとする立場にある國家にありては、此思想の潜入に關しては特に嚴戒を要する次第である。

## ロ 合法的協調主義

之は手荒い事、即ち兎もすれば自他共に亡ぶる様な馬鹿な手段を探らず、合理的合法的に賢明なる手段によりて、資本主の横暴搾取を防ぎ、彼我共存の目的を遂げたいと云ふ穩健なる、所謂無血革命主義である、但この主義に二派あり。

## 1 政權より入らんとするもの、

之は世界に於て、尤も長き政治的訓練を経たる英國が元祖である、要するに、議會に多數を占め、即ち政權を掌握して合理的社會政策を如實に實行せんとするものである。

## 2 金權より入らんとするもの、

之は流石に金の米國が元祖である、彼等は英國の勞働黨が、徒に資本主義を攻撃することを笑ひ、彼等自らが資本主義を採用せんとするのである、英米の對照はその國民性の表顯であつて、誠に興味深き次第である。



一方には資本主義を攻撃するの餘り、資本主義資本主義までも混同し罷業に罷業を重ねて、世の同情を失はんこしつゝある際に於て、米國の勞働階級は、第一に銀行の社會的偉力を看取し、然もその資金中、中産以下の貯蓄が相當巨額なる事を發見して其侵入を企て、一部目的を達成するや、直に其銀行を通じて企業を監督し、勞働者の利益を計り、且つその貸付に理想の主義を加味せしめ、第二には、勞働階級者に對し、徹底せる貯蓄と投資の指導を開始し、宣傳して曰く、『勞働階級者の貯蓄全國で何百億弗に及ぶ、之は庶民に幸福を招來する方面に投ぜざるべからず』云々

かくて、自己の従事する會社の株券を始め、勞働階級者が需用する物資を生産又は供給する事業の株券を買入れる等、其貯蓄と投資とは、明らかに一の系統的自覺に向つて、大移動を始めつゝあるのである。

#### ハ 我が國の勞資協調振り

識らしむべからず據らしむべし、で永き鎖國の夢を辿りたる我が國に

は、從來この種の運動なく、只爲政者が時代の進運に鑑み、自發的に社會政策的の行事を施行し來つたものであつた。

然るに世界大戰後、急激なる諸種の刺戟によりて、自我の覺醒となり義務の反省よりも權利の主張に忠なるの傾向を馴致し、最近に到りては我が國でも大分重要な具体的事象を惹起する事となつた。

併し普選決定後、我國でも英國流に議會を経て、漸次合法的に事を處せんとするの風を生じ、奇矯なる言動者の減少したる感あるは、邦家の爲、誠に慶賀の次第である。

この見地より考ふれば、我が無盡業の如きは米國流に、庶民の貯蓄と投資とを指導し、全時に其産業を援助し、即ち金權より入りて協調を遂げんとする使命を有すものと見て可然であらう。

#### 三 無盡業に於ける勞資協調

事に大小輕重の差はあつても、眞理に二あるべからず、故に上記述べ來たり



たる精神を以て、斯業勞資の上に移し、一々具体的に率を擧げて、各配分の公平を論ずる筈であるが、各社夫々事情を異にするを以て、實際的應用の可能性極めて乏しかるべしと思料せらる、且つ餘りに具体的事實に涉り細叙する事は、却て爭議の緒を羅列することゝなる虞あるを以て、特に之を省略し、一般論に止むる事とする。

之を要するに『協調は共存の根本義』である、株主たるこ重役たるこ、或は會員社員たるこを問はず、公平無私、試に立ち場をかへて現在自社の施設を三思三省せられ、如上勞資協調の大精神に鑑みられ、一事でも協調上一步を進めらるゝ資もならば、筆者望外の光榮であります。

(完)

#### 四 内規作成と其運用に就て

新 藤 充 重

#### 序 言

内規は事業運営の基準となり、組織に規律と統一と調和とを與ふるものであり、事業經營の上に於ては、極めて重要なものであるが、一般銀行會社に於ては、諸般の施設は相當完備されて居る様であるけれども、斯ゝる内面的の事項に就ては、さまで注意を拂はれては居ない様に見受けるが、之は甚だ遺憾な事である。

此内規に關する事項と言へば、事務分掌規定、支店監督規定、給與規定、服務規定、其他多數の規定を包括するのであるが、茲には其重なるもの二、三に



付て、研究を試みんむするのである。

四九〇

## 第一 企業組織と分課規定

現代經濟社會は自由競争の下に置かれてあるのである。されば企業經營者は會社の發展の爲には、細心の注意を以て、最大の努力を以て、勇往邁進して居るのである。一瞬の油斷は遂にその事業を覆没の悲運に導くものにして洵に朝に夕を計られざるの現状である。斯る競争激烈なる經濟社會に於ては正に一分の先進、一寸の優越が勝負の分岐點であらねばならぬ。而かもその勝負の分岐點は、最微妙なる點にあるのである。何となればこれを販賣業に就て見るもその商品の原價は、殆んど一定し、其營業政策も亦人智のさまで逕庭なき限り殆んど似寄りのものであると思ふ。然らば問題は、如何にせば商品原價を、より廉價ならしめ得るか、如何にせば世人の信用を博するかと言ふが如き微妙なる點

に歸するのである。されば近代の企業經營者は此點に着眼して來たのである。即ち他より一步優越する爲には、如何なる經營方法を採用す可きか、其組織は如何様に改善す可きか、如何なる組織を採用する事が、最高のエフィシエンシーを發揮す可きかと言ふ點に就て科學的研究が熾んになつて來たのである。而して歐米は勿論我國に於ても、數年來此種の研究が行はれ識者の注目を喚起して居るのである。然らば

斯業に於ては、如何なる企業組織を採用す可きか。是は甚だ困難なる問題であるけれども筆者は茲に斯業の組織原理として『分立、統制組織』を提唱したのである。

此分立統制組織は『分立組織』と、『統制組織』なる兩組織の合体により成るものである。

分立組織とは、一企業体を、均勢を調和を保有せしめ、且其特質により然



も同一目標に向つて最高能率を發揮する様小個体に分立せしむる事を言ふのである。

統制組織とは分立組織により分立せしめられたる小個体を中央集的に統括する組織である。別言すれば *Unity in all* を根本義とする組織である。

要するに前者は平面的組織であり、後者は垂直的組織である。而かも兩者は有機的に關聯し渾然たる一形態を組成するものである。

而して、以上の如き企業組織は、茲に分課制度を要求するのである。此分課制度は、業務の繁閑、事務の取扱方、營業政策の如何等により異なるものであるから、各社共同にする事は出来ない。

分課制度決定の標準は、事務の性質を仔細に研究し前記組織の根本觀念に立脚して定む可きである。

此分課制度を設くるに當つて、注意しなければならない事は、分課せられた場合、其各分課にて處理せらるる事務の内には、他の分課にて處理せらるる事務も同一種類にして各分課に共通なものを生ずると思ふ。斯う言ふ場合には、

此共通なる事務を獨立せしむる要がある。若し獨立する丈の分量が無いとしたら、適當なる或る分課に吸合せしむ可きである。然かも斯うる場合に於て譬ひ此種事務の分離があつても、其分課の各独自の性質を失はないものである。例へば給料支拂機關が各分課に分散されて居るが如き、場合には宜しく適當なる分課に統一す可きである。又文書の保管發受、計算諸票の作成等は此主旨により適當に處理せらる可きである。

## 第二 支店監督規定

支店監督の規定は即ち支店長の權限並に責任の範圍を決定するものである。而して此規定作成上、最も注意しなければならない事は、寬嚴宜しきを得る可言ふ事である。其規定が餘り嚴であれば、支店の敏捷なる活動が出来ない事なる。又之れに反し餘り寬大なる規定を設ける事は、或は危險を招來する事ある可く、要は其中庸を得て適當なる規定を作成しなければならぬ。

斯業に於て、業務擴張の爲め、支店を開設する場合には、其支店長は極めて



積極的に第一戦線に立ちて奮闘す可き立場にあるを以て、此規定作成に際しては、少しく自由なる環境にあらしむ可き様、按配す可きに拘はらず、餘りに窮屈なる規定を設くる如きは、正に支店開設の本旨に背反するものニ信す。要するに支店開設當初に於ける規定作成方針ニ、相當の期間を経て、支店が確固たる地歩を開拓したる場合に於ける作成方針ニは、其間相違ある可き事を注意しなければならぬ。

### 一 支店長の権限

支店管理者たる支店長は、營業上の全権限ニ、全責任を保有するものである。然れども内部に於ては、通常其権限に對して、制限を加へ、其行動範圍を規定して居る。之れ畢竟するに、支店の營業を安固ならしめ且健全なる發達を期するが爲である。例せば、支店長に委任專行せしむる事項左の如し。

- イ、示達による物件を擔保スする規定期限内の無盡給付並に一般貸付
- ロ、前項規定に基調を有する債權の輕減又は免除

ハ、規定期限の臨時費の支出

ニ、雇員以下の任免黜陟

ホ、其他

### 二 各種勘定報告其他

本店は支店の營業を監督する爲、種々の報告を徴し、之れが調査をなさなければならぬ。之等報告及其形式は、會社の事情により異なる可きも、少くも左記報告を徴す可し。

- イ、無盡給付資金勘定表 (月表)
- ロ、無盡給付未決表 (月表)
- ハ、無盡給付確定表 (月表)
- ニ、無盡給付實收益表 (月表)
- ホ、無盡利益内譯表 (月表)
- ヘ、雜費内譯表 (月表)















No. ....

營業日報

計	金料息入	金息出費	金費費損	計)	計
益	利	利	諸與		
利數	收	支會	刷雜		
盡	入	拂	靈給		
小	無手收雜	稅支別無	語印旅諸雜	小(純益	合

雜費內譯表

年	月	日	前	月	分	累	計
---	---	---	---	---	---	---	---

11011















### 第三 監査に関する規定

#### (一) 検査機關の設置

輓近企業組織の複雑を加ふると、もに、その經營は愈繁雜を加へ、その事務は、益々複雑を來したるのみならず、貨幣經濟時代より信用經濟時代に進展の結果は、信用擴張に伴ふ危険も亦増大して居る。然かも支店制度の發達に加ふるに、代理店、取次店等が、設置さるゝ今日に於ては、特に事務の内容を檢査し業務の安固を策するの方途に出でなければならぬ。即ち本店は勿論、支店その他を總括して、之れが檢査をなす可き機關の設置は、當面の急務なりと思料す。

#### 一 検査機關の常設

検査機關としての検査課は、之を常設するのがよいと思ふ。何しなれば検査

課を設置する事は、社員全般に對して「徹底して仕事をして置く」と言ふ状態にあらしむる點に於て、又検査課員は常に、機敏に検査をなし得るに共に其檢査たるや、系統的に研究の時間を有せしむる點に於て、常設とするを可しす。

#### 二 検査の方法

検査の方法は間接検査と直接検査に區分する事が出来る。前者は臨時に或は定期に、一定の書類を提出せしめて、目的を達せんとするものであるが、之は實地上の正否を確むる能はざるの缺點がある。後者は定期に或は臨時に實地に就て一々検査するのであるから、實際の仕事をも知悉する事が出来て検査を徹底的ならしむるのであるが、手續が煩雜なる缺點がある。斯くの如く兩者各長短ある故、之れが實施に當りては、時に應じ事情に適して、採擇をなす可きである。

#### 三 検査課の所屬



検査課員は之れを重役の直屬とするを適當とする。何となれば検査は不偏公正に直言直行を必要とし、其實施及報告に對し何等の掣肘を他より受けしむる事は出來ないからである。

#### 四 検査課の權限

検査課の權限左の如し。

- 一、事務上一切の検査をなし得る權限を有す。
- 二、諸規定及命令の變更及改正をなす場合には意見を開陳する事。
- 三、重役會の議事の内容を知悉する事。

#### 第四 任用規定

事業發展の基礎が組織や制度にあるのは勿論であるけれども其根本は人物の如何によるものであると信ずる。會社の信用に就て言へば其會社が社會的に信

用があるか、どうかと言ふ事は、資本金の多少其他にもよるけれども、其は絶對的のものではないと思ふ。又募集高や配當率等が其信用判斷の絶對的標準にはならないのである。會社の良否は以上の様な物的要素でなくして、人的要素が其基準となるのである。即ち經營に當つて居る人物の良否が主として信用判斷の標準となるのである。例へば社長、取締役監査役等の人物の良否が、社會の信用を得る所の基準となるのである。然し乍ら會社の運営は、重役のみでやつて行かれない。業務の執行は殆んそ社員に委任されて居る。特に顧客に接するのは社員が最も多いのである。然らば社會の信用を獲得すると言ふのは、社員の人格は勿論乍ら、其顧客に對する態度なり或は親切振なりが、重大なる要素となつて來るのである。

然るに從來の事業經營者は、此社員の人物問題に重きを置いて居ない様である。社會的信用の問題よりするも、將又事業の發達を誘導する上より見るも、甚だ重要な意義を有するに拘はらず、さまで注意を拂はれて居ない様である。殊に人事行政と言つた様な事は、舊來の陋習でも言ふのか、充分に研究され



實施されて居ないのは洵に遺憾である。之れば甚だ間違つた考へであつて、此社員問題を看過するものは、現在は勿論なるも將來に於て無形的の損失を招來するものであると信ずる。端的に言へば組織や制度や手續の如きは、事業經營者に於ては第二、第三義に墮するものである。宜しく會社經營者は、此點を顧慮し人物採擇の場合は、慎重慎議すると共に、採用後に於ては人物の養成に之れ努めなければならぬ。然らば

#### 人物採用の場合に考慮すべき要件如何。

凡そ人間の特質は生物學者倫理學者などによりて、種々分類せられて居るけれども、左の兩者に分類する事が出来る。

- (1) 肉体上の特質
- (2) 精神上の特質

肉体上の特質は、体格検査によりて其目的を達する事が出来るけれども、精神上の特質は、之れを確定するに甚だ困難である。從來の審査方法としては、校長の證明によるるか、知人の紹介によるるか、或は本人と面接して、其風格

によつて、直覺的に精神内容を知悉すると言ふ様なやり方であるが、人間の直覺力は絶對的のものではなく、嚴選に嚴選を重ねたつもり的人物が甚だ期待に反するものあるは屢々である。要するに從來の精神特質の審査は不充分であつたと言へる。之は今少しく審査の方法を、正確容易ならしむる必要がある。其方法としては近來學校官衙新聞社等にて實施されて居る所謂『メンタルテスト』を採用しては如何かと思ふ。之は極めて合理的な精神上の特質考査方法であると思ふ。宜敷諸會社に於ても斯る方法を考究して人物の採擇に付、満全を期す可きである。

前述により筆者は人物採用の場合に於ける審査の方法を考究したるも、只茲に残る問題は、將して然らば、如何なる資格を有する人物を採用す可きかと言ふ事である。之れが人物採用の場合に於ける先決問題であらねばならぬ。

扱從來の人物採用振に於ては、求むる所の人物の資格が明瞭に決つて居ない様に思ふ。即ち給付課には給付課としての特種要件が必要であり、募集課には募集課として、將又掛金課は掛金課としての特種要件を備ふ可きである。然る



に從來の採用振りは、只徒に彼は經濟學を修めたるが故に、彼は商業學經濟學を修めたるが故に如何なる課員にも、役立つ可しと言ふ推定の下に漠然たる要求の下に採用せられて居るが、是は人物採用の根本義に添はないものと言はねばならぬ。

而して人物採用の資格の限定は前述せる事務分課規定の完全なる制定により明瞭ならしむるを得可く、將して然らば、人物採用問題も、結局組織の改善に俟つ所多大なる事あるを知らなければならぬ。

次に無盡業に於ては如何なる資性の持主を、要求するかと言ふ事は、大に研究を要す可き問題である。茲に任用規定の問題を論述するに當り、此問題を附言する事は強ち無益な事であるまい。

筆者の考ふる所では如何なる資性の持主が、無盡業に適任であるかと言へば科學的精神に富んだ人間であると言ひたい。小才がきくとか或は交際上手とか言ふ丈では、現時代に適應した資性の持主であるとは言へない。例ば募集課員の資格、資性に就て言へば、募集課員は科學的精神の持主である事が必要で

ある。募集方法に就て言へば其方法は從來の「直接募集」から「間接募集」に變つて來て居るのである。

此直接募集と言ふのは、交際上手な人が家庭に飛込んで行つて巧なる口舌によつて募集するのであるが、間接募集は會社の信用を背景として合理的に募集して行く事である。會社の内容を問はず只其場限りの出鱈目を並べ口先の技巧によつて、胡魔化的に募集する事は、時代に適合した合理的募集方法であるとは言へぬ。勿論募集員の技倆と言ふ事もあるけれども、背後に確固たる會社の信用を控へて募集員其者が合理的手段によつて、募集して行くのである。募集係員は少くとも、過去に於て募集したもの、目下募集中のもの、並に將來募集す可きもの等之れを種類別とし、之れをカード式に整理するの要ある可く特に目下募集勧誘中のものに就ては、其家庭の状況、資産状態、等を記載し置き第一回の際に於ける募集上能不能の印象を記入し、尙第二回、第三回訪問の際の其募集の経過を記入し置く等科學的なる募集方法を探る必要がある。

此意味に於て、募集員の過去の經歷に於て勧誘員をなしたる事あるの故を以



て現在に於ても、尙且適任なるやは、一概に斷ず可からざる次第である、寧ろ過去に於てかゝる経験なきものが、募集員養成の上よりすれば、好都合であるかと思ふ。

以上は募集係員に對する一例なるが、此科學的精神の持主たる事は全社員の問題である故、事業經營者は此點に思ひを致し社員採用に資す可きであるに信ずるのである。

## 第五 給與規定

社員に對して給與せらる可き給料は、如何に定めらる可きか、幾何を以て合理的なる可きやは、經濟學上重要な問題である。而して至難の問題であると言はねばならぬ。

現時社會に於て屢々惹起せられる労働爭議に於て、其原因若くは目的の中にあつて、最も多きは此賃銀問題である。労働契約の内容改善問題としては、労働時間、労働上の權利主張に關するものもあるが、我國の労働者は、歐米労働者

に比較して地位の自覺が劣つて居る爲か、此兩問題に對する要求は賃銀問題の如く熾烈でない様である。然し企業階級の利潤が遞増しつつあるに拘はらず、恵みなき労働階級の生存上の不安は益々増加の傾向にある時に際しては、賃銀問題が當面の問題として現出し來るは、之れ必然の勢である。而して此賃銀問題が原因となり、幾多の同盟罷工を生じ、現時の社會に悲劇に不安なる場面を現出して居るのである。賃銀問題の研究而して妥當なる施設は獨り筋肉労働者に對してのみならず、所謂精神労働者に對しても亦急務中の急務である。

賃銀の問題に就ては、アダムスミスの國富論により紹介せられたる「賃銀基金説」を嚆矢とし、アリカルド、ラサール等「賃銀法則」として幾多の研究があり、更にマルクスは労働の分量を尺度として、労働の價值を測定せんとした「餘剩價值論」等があるが、茲に筆者は社員の給與問題を論ずるに當つて給料決定に對する原則として左の二項を擧げたい。

### 給料決定の二大原則

一、給料は「標準生活額」を基礎として決定する事。



## 一、給料は各個人の「勤勞能率」により調節する事。

第一の原則たる給料額を如何に定む可きは先づ標準生活額を商量して決定す可きである。更に言へば經營者は社員的生活の保證をなす可きであると信ずるのである。而して此給料額なるものは、人間の生存費としての最低額を意味するのみならず、之に加ふるに相當の福利を増進す可き資料をも包含するものでなければならぬ。斯る給與なくんば、社員は安んずる住所を得る能はず、愉快なる可き家庭生活を営む能はず、疾病に對する何等の設備をなす事能はず、況んや子孫の計の如きに至りては、思ひも及ばざるものなれば、如何にして社員は安んずる可き勤勞に服するを得可きか。斯る生活上の不安に困憊の下にある社員に對して最高能率を要求するは、方に木によりて魚を求むるの類である。社員をして最高極度の能率を發揮せしめ以て、事業の發展を策せん可ば、宜しく進んで生活の安定を得せしめ且生活標準の向上を圖るを以て主眼としなければならぬ。而かも斯くするは、社會的要求に副ふ所以であるのみならず、他面事業經營者の酬いらるる所亦多大なるものあるを確信するのである。

只茲に問題となるのは、叙上の標準生活額を如何にして算定す可きやと言ふ事である。然し之は事實上の問題でありて地方的事情其他により異らざるを得ざるが故に、經營主腦者は善意に且公正なる方法を以て之れが算定をなす可きである。

次に給料額決定の第二原則としては、給與の決定に際しては、勤勞能率によつて調節をなさねばならぬ。即ち昇給の場合に於ても將又賞與金支給の場合に於ても、此原則を適用す可きである。然るに一般諸會社の社員は昇給又は賞與金支給に就て見るに遺憾乍ら此原則の適用が完全に行はれて居ない様である。即ち昇給に際しては實力の如何を問はず、其成績によらずして、年々幾分づゝ増されて居る様である。

然し之は甚だ不合理な話で苟も昇給なるものが社員の勤勞成績の反映として見做されて居る以上は年功云々か其社員の入社の際の給料が安かつたと言ふ理由で已むを得ず増給して行くと云ふのはさうかと思ふ。蓋し各自の技能並に努力の結果を知らんとする事は、社員の本能的希望なるが故に此心理作用を考慮す



るならば、各個人の勤勞能率を度外視する事は出来ないわけである。而して此昇給法が何が故に一般に合理的に行はれていないかと言ふに其は社員採用の場合、既に其給料が合理的に決定されて居ない結果であると思ふ。即ち筆者の所謂第一原則「給料は標準生活額を基礎として算定する事」と言ふ此原則が適用されて居ない爲である。即ち標準生活費が幾何であるかと言ふ事を度外視したる結果は、子供が出来たり、其他家庭に餘計に経費が要ると言ふ様な理由で已むなく、増給しなければならぬ結果を招來するのである。其昇給たるや勤勞能率によらず即ち主觀的原因によらずして、一に家庭の事情たる客觀的原因によるのは、一般社員を統率する上に、面白からざる結果を齎らすものと言はねばならぬ。

### ◎ 賞與金支給方法

賞與金支給方法に於ても、随分不合理な點がある様である。元來賞與金は、其時に於ける仕事の成績を標準として與ふる可きであつて、年功による功勞金

を加味してはならない。即ち賞與が其期の勤勞の反映なりとすれば、年功による賞與は區別して別に年功手當の如きを支給するのが合理的でないかと思ふ。

### ◎ 退職手當支給表作成方法

退職手當支給表作成の場合に於ても勤勞能率を標準とす可きである。一般社員の勤勞年數並に社員が最高能率を發揮するのは入社後何年頃であると言ふ事は大凡決定せらるるのであるから、勤勞能率の最高潮に達す可き年代に進むに従つて其給與率を増加し行き能率の低下に従つて漸次其率を遞下し行く方法を採る可きである。要するに勤勞年數の長きに従つて退職手當の總額は勿論増加するけれども、ある時期を経過すれば其給與率が減じて行くと言ふ方法である。

### ◎ 賞與金制度

次に賞與金支給方法に關聯して賞與金制度を如何にす可きや、即ち如何なる制度を採用するのが企業家並に社員に取り適切なりや、之は事業經營者の大に



研究す可き問題である。

社員の能率を高め、事業の成績を擧げて行くに就ては、其期の利益金を、企業家と社員に平等（或は相當歩合によつて）に分配すると言ふ利益分配制度が合理的である。然し之は實施上種々な困難が伴ふものである。

何となれば企業家は、利益があつても之を陰蔽する事が出来るのである。假令眞實に利益がないときにも社員から言へば、企業家が故意に利益を陰蔽したものと見して種々の苦情が生ずるのである。而も利益が毎期大凡一定して居ればよいけれども、ある期は配分を受けたり、或期は配分が皆無であつたりする様では、収入を豫定する事が出来ない、収入が不定では生活状態は甚だ不安である。

斯くの如く此利益分配制度は理論上、至極結構な制度であるけれども、實施上に於て種々の不都合を生ずるのである。

尙賞與金制度として『ボーナスシステム』と言ふのが有るが之は、餘りに機械的に取扱はれて居る點に於て、且又人間味を缺いで居る點に於て、決して良制

度は言ひ難い。

以上の如く賞與金制度としての利益分配制度及ボーナスシステム共に一利害は免れざる所であるが、然らば理想に近い賞與金制度は如何と言ふに

『其算出が機械的に流れず、一方事業の成績を考慮すると共に、且各社員の働きを加味する』

ものでなければならぬ。

換言すれば『温情主義に基調を有する賞與金制度』が良いと思ふ。茲に所謂温情主義とは封建時代其儘の温情主義ではなく、現代の社會組織及經濟組織を基礎として發生す可き改造されたる温情主義の謂である。蓋し「温情」なるもの、發生の原因を考ふるに、其は人と人との人格的直接關係によつて生ずるのである。然るに現代の株式會社の實質如何と言ふに、其は一個の「資本形」である、一物体に過ぎないのである。然らば、會社と、従業員との關係は、人と人との關係に非ずして、物たる資本形と人との關係である。人と物との關係に於ては温情關係が發生す可き道理がない。



茲に於て温情關係を發生し發達せしめんせば、會社なるものを人格化する必要がある。即ち事業經營者は單に株主たるの利益關係に止まらしめずして事業經營者、其者の人格即ち會社なりとするに至らしむる要がある。斯る温情關係の發生によつて、資本家は使用人の幸福即ち自己の幸福であり、使用人は自己の幸福即ち資本家の幸福なる事を觀念する時に於て、茲に始めて理想的なる利益分配問題が解決せらるゝのであると信するのである。

(完)

### 五 無盡營業所建築に際し特に留意すべき事項

岩 崎 尙 夫

私は、建築に關し専門的の素養あるものでない。従つて茲に述べんとするものは、建築技師的の事ではなく、長崎無盡の營業所建築に際し社の當務者として素人監督をやつた時の、功敗に鑑みまして、私見若干を陳べんとする次第である。

#### 一 請負者選擇に關すること

從來式の請負にしても、或は實費精算式の請負にしても、左の事に注意を要する。

イ 其者の技倆、資産、過去の信用振り、即ちその實績を調ぶること、



ロ 施行監督者として適當なる部下を有するや否やを豫め調査すること、  
實際に於ける施行監督者が不適任であつたり、或は何ヶ所も全時に受  
持つてやること云ふ様な事の爲に、常時の監督に手ぬかりがあれば、折角  
の名設計も、出来上りに於ては滅茶苦茶になるのである。

## 二 設計書仕様書に對する注意

イ 設計書や仕様書が出来上つたなら、請負に附する前に、少くとも二、三  
他の専門家につき批評を乞ふべきである、施行の途中で悪い點を發見し  
たのでは、誠に當惑極まるものである。  
ロ 材料は、安くても新規なるものを採用する事は危険である、丁度動物試  
験丈のワクチンを自分に始めて試みられる様な結果を招來する。  
例へば、ブロック積、キルク床板等の如き、餘程の注意を要する。

## 三 建築様式と經費とに就て

如何なる建築様式が、無盡業の營業所として適當であるかと云ふ事は、其環  
境による次第で茲に豫斷する譯に行かぬが、大略次の様な考慮を必要とするで  
あらう。

イ 多額の金をかけて、百年も二百年もの堅牢さを期する必要なし、何とな  
れば、時代の移ると共に、一般民衆の趣向も様式も變化するものである  
から、先づ三十年も完全に保たれたなら結構なりと信ずる。  
ロ 耐震、耐火又は暖房装置の如きは、土地柄による事で、技術者の設計を  
其儘丸呑にすれば、馬鹿を見る事がある。  
ハ 之を要するに、豪壯、鈍重、輕薄、貧弱等の感じのするものは、不可で  
明かるい、角ばらぬ、所謂アツサリした建物でなければならぬ。  
ニ 半永久的なら、周圍丈鐵筋コンクリートとし、見へぬ内部は一切木造と  
すれば、本式建築の四割位で出来上るべし、この式で暫時をしのぎ、社  
業の發展に伴ひ、増築改築するやり方も、或は一方策なるべし、この場  
合に於て留意すべきは、其敷地と基礎工事とを、其最後の計畫に適する



様準備する事である。

KIIB

#### 四 敷地に就て

- イ 其土地の將來の發展を考へ、地理的並に交通機關的折衷の中心地たる事。
- ロ 角屋敷たること、間口ミ奥行ミの釣合、朝日を受けて夕日を避ける事、即ち正南向又は東南向が諸種の點に便なるは云ふまでもなし。
- ハ 若し經費不十分の場合は、先づ敷地を廣くし建物を全部假舎ミするも、一方法なるべし。

#### 五 營業室に就て

- イ 可成一室ミし柱を抜く事を理想とするも、外觀の爲に建物自体の危険を招くが如き事なき様留意の事。
- ロ 正面の營業臺上には、約二間以内の相當目隠しをする必要あり、門を入るミ全時に社員の全視線を受くる事は、來客の感じがよろしからぬ。

- ハ 其他音響、光線、壁色、通風等の事は、其道の専門家に指示を受ける事。

#### 六 會務室に就て

- イ 可成一室ミし、仕切戸を以て移動式ミするこゝ。
- ロ 日當りミ眺望よき室を割つる當こゝ。
- ハ 昇降を便利且つ容易ならしむるこゝ。

#### 七 室割りのこと

各室共天井の高さは、その室の大小に應ず可きである、故に設計の時小室は可成一方面に集め、且つ上下に重なる様になし、即ち高さは全一でありながら表二階裏三階、或は右側三階左二階ミ云ふ様な、建築をなす事は極て經濟である、然らずして、小室の天井高きにすぐれば室が少さく見へ、小室だからこゝそこ丈の天井を低く張れば、無用の空間が何ヶ所にも出來上り、その上の室に階段を通ずる様な場合は、徒に無用の長さを増す事ミなりて、永久的に能率を



害するこゝち尠からぬ。特に地下室を設くる場合は、一入この種の考案を必要とする。

五二六

### 八 廊下のこと

技術者は、大低階段と廊下に就ては需用者の期待を裏切る、何となれば、彼等は設計圖上の比例均等に囚はれ、用途の内容に詳かならぬからである、故に階段の巾さ、傾斜、廊下の廣さ等に就ては、その所要の繁閑、通過人員の多少を案じ、業者に於て精細なる訂正を必要とする。

### 九 倉庫に就て

防盜、防火、通風、採光、防濕等に就ては、適度自から定つて居るから、茲には只倉庫内の區分に就て二、三申上ぐる。

倉庫内を主として左記三つに區分する必要がある様である、そして格納品の出入の繁閑、重要さの程度、重量、形狀等を考慮し保管品の種別を決定し置く

事は、保管上並に出入の能率上、極めて必要の事である。

イ 日々營業室に搬出すべき諸帳簿類を置く室

之は一階の表部を使用する。

ロ 金庫、證書其他重要物を保管する室

之は一階の奥部を使用する、即ち(イ)部室を通過して行くこゝちし、

二重鎖鑰なる。

ハ 其他の書類帳簿等を保管する室

之はその内での緩急輕重を考へ二階三階に保管する。

故に倉庫築造は、此目的達成に適する様設計せねばならぬ。

### 一〇 其他の事

イ 床板を塗る場合は、種々の塗料を以て幾度も試験塗をなし、其結果に確信を得てから本塗に移るこゝち、然らざれば取返しのつかぬ失敗をやる。

ロ 井戸掘りや、地下室工事は、その位置や廣狭につき、豫め十二分の研究

五二七



を遂げ、他の基礎工事に先きんじて、工事を進捗せしめねばならぬ、中途變更する様な事があれば、不便不經濟の極である。

ハ 地下室の出水ミ屋根の雨漏り等に就ては事前に警告し、萬一の場合は無償修理の特約をなし置くべき事。

新建築をやつたもので、十中七八、泣かされるのは、天井裏の雨漏りミ、地下室の出水ミで、之は誠に不愉快なものである。

## 六 斯業の社會的地位向上に就て

新 藤 充 重

本問題は、第一章無盡の本體に關する研究に於ける、第一項の無盡組織の改善問題と密接なる關係あるものにして、此第一項の研究は、延いて、業者の社會的地位向上の問題なるのである。

然し乍ら第一項の問題は既に幾多の適當なる研究が發表されたる事なれば茲には其問題を再論する事を避け筆者は他の見地に於て斯業の社會的地位向上策を研究しやうと思ふ。

茲に所謂社會的地位向上策ミは端的に言へば世人に對し無盡制度の効用をより理解せしめ一方會社は人格的經營を爲すにありミ思料するのである。抑も無盡業の特質を擧ぐれば、左の如きものであらうと思ふ。

一、庶民金融機關としての歴史古きこと。



一、現在に於て一般に行はれて居ること。

一、利率も比較的安きこと。

一、比較的、長期の無擔保月賦償還資金を、融通し得ること。

一、一種の貯蓄的、又は道德的機能をも、兼有して居ること。

斯くの如く無盡業の特質は種々ある可きも、此内吾人業者の誇りとす可きは庶民金融としての融通機關たる點に於て、他に比類なき本質を保有する事である。從來庶民資金吸集の機關としては、郵便貯金の如き、最も理想的の機關なるも、所謂庶民の資金を、庶民に還元す可き機關として、推賞す可きは、殆んど皆無なりと思料す。唯吾人無盡業は、此缺陷を、補填するの意味に於て、大いに庶民の味方として、氣を吐くものと言はなければならぬ。

然るに斯くの如く、苟も時代に適應す可き本質を有し乍ら、稍もすれば前者の罪に因り、今尙社會より弱者の強味に乗じて、庶民を高利に泣かしむる、所謂高利貸的に誤解され、指彈の聲を聞くは、業者の痛恨事とする所にして、而も大藏省に於ける金融機關改善準備調査に關し、新聞の報する所に據れば、「無

盡業者に對して相當保護を加へ是が助長を圖る可すれば、再び不正金融業者の増長發生を免れず、是が監督上非常な面倒を來す恐れあり云々」と記載しあり。

此報道にして謬りなしせば、恰も無盡業が本質的に、不正金融業者の如く看取さる可きも、是は筆者の首肯し得ざる所である。

無盡業に對する社會の觀察、叙上の如しとせば、之は業者として社會的地位向上の立場より見て、一日も忽がせにす可からざるを以て、之れが對策を講ず可きは、當面の急務である。勿論吾人の社會的地位向上策として、現在の無盡組織を根本的に改善す可く、諸種の研究をなすは、緊要事であるけれども先決問題として茲に所謂「世人の誤解を一掃する」に、最大の努力をなさなければならぬ。

筆者の考ふる所に據れば、無盡講なるものに就ては、其如何なるものかなるは、概念的に世人の頭腦に先入する所を推察するも、大正の今日に於ては庶民金融機關として嶄新理想的なものは、信用組合或は公設貯蓄銀行等が、唯一無二の機關であると、認定され無盡業なるものは、新時代に適應せざる、金融組



織なる事を、頭腦に印して居る様に見受けられる。而して斯る無理解は最も知識階級に於て、然るを見るは洵に遺憾に堪へざる所なりとす。茲に於て吾人業者は、無盡なるもの、學理や、實務乃至効用や、利用等總てを廣く社會の人々に理解せしむる事を要す。社會の人々が無盡に對する理解が無いとしたら、吾人は指彈や排斥や罵聲を一掃して信用を恢復し、以て斯業の社會的地位向上を、計る事は不可能である。社會のあらゆる人々が、斯業の如何なるものなるや、其特質理論實際の總てを理解してこそ、斯業の向上發展も、期待し得らるゝものである。

此社會的地位向上と言ふものは業者が、個々に、單なる利己的の立場より、或は又消極的の考へより、業者相互間の研究啓發により、目的を達すると思料するは、之は事業の反面に、社會の實在を忘却せるものにして、斯くの如くんば、現在社會に於て、到底所期の目的を達する事は、出来ないであらう。筆者は社會的地位向上の問題は一に懸りて、業者對社會の問題にありと、信ずるのである。即ち業者は熱心信念を以て、社會の人々の總てに對し無盡なるもの、

學理効用を宣傳し、無盡の意義を理解せしむるを當面の急務と信するのである。

次に第二の社會的地位向上策としては、斯業の人格的經營論を高唱したい。苟も事業經營者に於て、其内容の充實、基礎を強固にする事は、敢て喋々を要せざる所なるも、會社の信用の基礎は寧ろ經營者の人格に歸すると言はねばならぬ。即ち人格の會社化と言ふ意味に於ける人格的經營は、社會的信用を得る所以にして、此社會的信用を得て、茲に斯業の社會的地位向上をなすのであると信するのである。而して此社會的信用を得る爲に、或は資本金の増加と言ふ事が問題になる事と思ふ。

筆者の調査する所に據れば、現在無盡業者數(朝鮮を含む)二百六十三社として公稱資本金一社平均九五、四五八圓、拂込資本金、一社平均三九、五二五圓となり、之れを貯蓄銀行、或は、普通銀行に比較すれば、甚だ小額なる故、業者は出來得る限り、資本の増加を計る事に努力す可きである。然れども業者の社會的信用の程度は、資本金額のみがよくする所でない。何となれば資本の限度なるものは資本に基く有形物的信用に限局せられて居る故である。従つて此



資本金額の増大と言ふ事のみにては、其目的を達する事は出来ない。然れば業者にして社会的地位向上を策せんならば、宜しく斯る有形物的要素のみに立脚せずして内に省みて、其經營に些の不正なく、且何等世人より指彈を受くる事無き様、經營の人格化を計る可きであるに信ずる。

之を要するに

業者の社会的地位向上は、先決問題として、熱と信念を以て、社會の總ての人々に對し、無盡制度の效用を理解せしめ、而して人格的經營を爲すにありと信ずる。

## 七 社會奉仕的實際問題に就て

新 藤 充 重

事業の發展を策する上に於て先づ會員又は一般人の爲に金融上の便宜を圖らねばならぬが獨り金融上の事ばかりでなく民衆相手の會社の立場として社會政策的の見地から奉仕的の仕事をも考慮しなければ時代に適應した經營とは言へない。

政治に於ても民衆政治が叫ばれ政治の要諦が「人民の爲に人民に對して人民に依りて」と説かれる今日我利一天張りの營業方針では民衆に容れられない結果を招來するに違いない。今後の會社經營に於ては宜しく目先の利慾を離れ社會奉仕的施設をも併せ行はなければならぬ、此意味に於て筆者は社會奉仕的施設として奉仕部なる一課を設置したのである。

奉仕部は之を分ちて左の二係とす。



## 第一 民衆相談係

民衆相談係は、法律經濟社會人事百般の相談に應じ奉仕的活動をなすのである、故に敢て無盡會員等に局限するの要なく、廣く一般的に開放し便宜を計る事にしたい、此係の根本目的は民衆と會社とを結合する所にある故、其係員の資格は管に會社事務に通曉するのみならず、執務に際しては何事を問はず、顧客及一般に對し親切と誠實を根本として實質的利益を與へなければならぬ。且世人をして信頼せしむるに足る人格と教養を有し一面公共的精神に富む人物でなければならぬ。

## 第二 宣傳係

宣傳係は「最良の奉仕は最良の宣傳」なるモットーの下に執務しなければなら

ぬ、其事業としては左の四者を挙げたい。

イ、娛樂機關の設置

ロ、圖書館の設置

ハ、廣告に關する事項

ニ、細民階級に對する施設

### 一 娛樂機關

會員の親睦と社交を目的として、諸種の娛樂設備をなし會員若くはその家族に無料を以て利用せしめ或は一般に開放して、娛樂の用に供せしむることとする。

### 二 圖書館の設置

圖書館は理想としては百般の新古書籍を蒐集しなければならぬが之は頗る困難なる故、先づ通俗的書籍の蒐集に限定する、或は金融に關する一切の書籍を



蒐集して特徴ある圖書館とするも一策である。

### 三 廣告に關する事項

現今商業市場にては、販賣政策としては、廣告が非常なる勢を以て、研究され且實施されて居る。然し乍ら金融事業の廣告は商品の廣告とは其性質を異にするから、特に其内容に就て研究する必要がある。

商品に就て見れば、實物若くは模型によつて廣告の目的を達するのであるけれども、金融事業に於ては材料が甚だ地味で、商品廣告に比するに随分殺風景であると言へよう。従つて廣告學の所謂、心的刺戟を得る事が甚だ困難である。即ち非常な不利な立場に、あるものと言へる。此意味に於て、金融事業の今後の廣告方法としては、興味中心主義に、進んで行つてはどうかと思ふ。この興味中心主義と言へば、或は仁丹やら白粉の廣告と、ごつちやにされるのではないか、又はかゝる徹底的興味中心主義の廣告は、會社の權威を、失墜するものではないかと言ふ様に考へらるゝかも知れない。で筆者は我國の國狀を離れてア

メリカ流に極端な興味中心主義を、希望するのではないが、現在アメリカで行はれて居る廣告方法は甚だビヂネスライクであると言ふ點に於て、又其積極的の廣告方法に於て其精神丈は充分眞似る價值があると考へる。従つて我國の金融事業に於ける各種の廣告が餘りに消極的であるに鑑みて、今少しく興味中心主義に一步を進めてはどうかと思料するものである。

我國の現狀に就て、少しく附言すれば、此消極的傾向が遺憾なく看取される。即ち新聞雜誌廣告は其數に於て意外に多い様であるけれども、其廣告の動機に就て考察するに、其は殆んごアクチブでなくて、パッシブの立場に於て廣告を取扱つて居る様である。即ち餘り發行部數も多くないと言ふ様な新聞雜誌社が其經營維持が困難なる場合は、會社に對し廣告の勧誘をなし、會社にては、仕方なく之れに應ずると言ふのは屢々である。然し之は本末を轉倒した話で廣告の本質から言へば、會社が自發的になす可きものである。

次に廣告の一方法として、「パンフレット」の發行を獎勵したい。その目的は社會に活動する人に對して必要な知識を與へ、又報道をなし、一面間接的募



集に利用せんとするのである。パンフレットである以上は、くどい説明は一切止めて、極めてあつさりした、而かも内容の充實したものである事を主眼としたい。其記載すべき要件としては、左の三點を挙げたい。

- イ、會社の利用方法
- ロ、會社の營業方針
- ハ、時事問題の解説

#### 四 細民階級に對する施設

現今庶民金融の一般的機關問題に就ては對策改善が論議せられて居るけれども細民階級に就ては遺憾乍ら充分研究せられて居ない様に思ふ。之れは現下社會問題として特に重要な問題と見料する故に、研究に施設は刻下の急務である。

新聞の報ずる所に據れば大藏省金融調査會にても適當なる改善案を作成せんとして居るが實狀調査が困難なる爲、名案がないさうである。

業者は一般庶民金融機關としての研究は勿論必要であるけれども此奉仕部なるものを利用して細民金融に就て少くとも左記事項を調査し細民階級に對する唯一の金融機關として參與したいのである。

- 一、細民階級間に於ける金融の現狀
- 二、細民金融機關の缺陷
- 三、細民金融機關の改善策

而して細民階級に對する社會奉仕的施設として當面の問題としては同階級に對する小額金融の道を開いては如何かと思料する。其内容を要約すれば一定限度の金額をある期間無擔保信用を以て極めて低利に貸付くるものである。論者或は、斯ゝる方法は營利會社として實行不可能であるとなし或は又現下經濟社會は未だ以て信用經濟時代なりと言ふを得ざるを以て貸付金の如き、殆んご回収不可能なりと言はんも、筆者は社會奉仕的意味に於てかゝる政策を實施すべき必要ある事を、痛感するものである。苟も業者が民衆相手の金融機關として立つ上に於ては唯營利的施設のみにては將來の經營は至極困難なるものと思意



せざるを得ぬ。今後の經營に於ては宜敷社會奉仕的施設を表明し出來得る限り  
其實施に務む可きである。勿論以上の方法を實施するに於ては滯貸を生じ回收  
難に陥る事は豫期せらる可きを以て茲に所謂貸付金は經費的支出の意味を有す  
るものご解す可く、貸付利息に就ては無利息を理想とす可きも一般會員側より  
苦情生ずる事ある可ければ極めて低利なる利息を徴する事とする。

要するに筆者は社會奉仕的施設として以上の如き方法を實施するを當面の問  
題として取扱ひたいのであるが此貸付方法が無盡業法に抵觸するごならば業法  
の改正をなす可きであるご信ずる。

(完)

昭和二年十二月廿五日印刷

昭和三年一月五日發行

(非賣品)

編者 九冲無盡協會代表者  
酒美保造

不許  
複製

印刷者 長崎市銅座町十番地  
原田久七郎

印刷所 長崎市銅座町十番地  
原田印刷所

長崎市酒屋町四十一番地

發行所

九冲無盡協會



發行所

大中央製菓會

長崎市蘇洞四十一番地

不 鮮  
精 煉

甲種	乙種	丙種	丁種
長崎市蘇洞四十一番地	長崎市蘇洞四十一番地	長崎市蘇洞四十一番地	長崎市蘇洞四十一番地
甲種	乙種	丙種	丁種
長崎市蘇洞四十一番地	長崎市蘇洞四十一番地	長崎市蘇洞四十一番地	長崎市蘇洞四十一番地

調味三羊一月五日發行  
調味二羊十二月廿五日發行

(非賣品)







